

京 都 市 会 時 報

特 集 号
平成 2 4 年回顧

京都市会事務局調査課

平成 24 年を顧みて

平成 24 年（2012 年）は、東アジアで、金正恩、習近平、朴槿恵が、欧米では、ブーチン、オランダ、オバマがそれぞれ指導者として選出されるなど、国際的には政治的な年であった。また、7、8 月には、平和とスポーツの祭典、オリンピック・パラリンピックがロンドンで開催され、日本は過去最多の 38 個のメダルを獲得した。一方、近隣の中国、韓国との間では、尖閣諸島を国有化する動きや竹島の領有権をめぐり、緊張が見られた。経済面では、リーマンショック後の緩やかな回復の中で、欧州債務問題などの不安定さを抱えつつ、その傾向に減速がみられた。

国内では、4 月に祇園での軽ワゴンの暴走事故や亀岡での登校中児童らの交通事故、12 月には笹子トンネル天井板落下事故が発生するなど、自動車交通及び公共インフラの安全性への関心が高まった。また、5 月に泊発電所が運転停止し、国内のすべての原子力発電所が稼働停止したが、7 月に大飯発電所が再稼働すると、首相官邸前の反原発デモ等の動きが広がった。一方、原子力の安全管理を確立すべく原子力規制委員会が設置されるとともに、東京電力に対し 1 兆円もの公的資金が投入された結果、国が筆頭株主となった。また、クルーズの 5 月開始や、「節電期間」の設定などの取組も進んだ。福祉や生活をめぐっては、8 月に消費税改正法案が可決成立し、消費税率の引上げが決定された。一方、10 月には山中伸弥氏のノーベル生理学・医学賞受賞が発表され、日本人で 19 人目の受賞となった。さらに 12 月には、総選挙の結果、安倍第二次内閣が発足し、政権が民主党政権から交替した。

京都市政を見ると、2 月の市長選挙の結果、門川大作京都市長の 2 期目がスタートした。3 月には、東日本大震災からの復興もコンセプトにして京都マラソンが開催された。4 月には、地域のまちづくりや防災機能を強化するため、区民提案・共汗型まちづくり支援事業の創設や区役所等への防災担当職員の配置がされた。また、緊急対策を取りまとめた原子力発電所事故対応暫定計画が策定されるとともに、節電や再生エネルギー活用に向け、夏季の「クールスポット」への誘導や伏見区水垂での大規模太陽光発電所の稼働が行われた。一方、5 月には、亀岡の事故等を踏まえ、全小学校で通学路の緊急安全点検が実施された。さらに、活力あるまちづくりとして、3 月に梅小路公園で京都水族館が開業し、6 月に京都会館再整備工事基本設計が取りまとめられ、9 月には京都岡崎レッドカーペット、京都国際マンガ・アニメフェアが開催された。加えて、広域行政では、8 月に関西広域連合へ加入が認められた。

京都市会では、5 月定例会の本会議において、井上与一郎議長の退任に伴い第 79 代議長に大西均議員が、安井勉副議長の退任に伴い第 87 代副議長に山岸たかゆき議員がそれぞれ就任した。また、8 月臨時会では、関西広域連合議会議員の選挙を行い、井上与一郎議員が選出された。11 月定例会では京都市清酒の普及の促進に関する条例が自民党市議団から提案され、全会一致で修正可決された。一方、市会改革の取組は、

市会改革推進委員会を中心に進め、8 月には「京都市会の基本理念」を全会派で合意し、その後、議会基本条例骨子案に基づく検討を行った。さらに 9 月からは、議員定数及び議員報酬の検討に着手した。

本書は、京都市政の平成 24 年の 1 年を回顧し、この年に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録しておりますので、参考資料として活用いただければ幸いです。

目 次

| | |
|--|----|
| 平成 24 年を顧みて | 1 |
| 第 1 議長及び副議長の選挙, 委員の選任等について | 5 |
| 第 2 市会における取組等について | 8 |
| 第 3 組織の一部改正等について | 11 |
| 第 4 市財政について | 27 |
| 第 5 京都市伏見区水垂埋立処分地における大規模太陽光（メガソーラー）発電所の稼働について | 39 |
| 第 6 山ノ内浄水場跡地における京都学園大学京都太秦キャンパスの設置運営に関する基本協定締結について | 41 |
| 第 7 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」創設について | 43 |
| 第 8 福祉避難所の事前指定等に係る協定の締結について | 45 |
| 第 9 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業について | 46 |
| 第 10 通学路の安全確保に向けた取組について | 48 |
| 第 11 交通事業経営健全化に向けた増収増客の取組について | 49 |
| 資料 | |
| 第 1 平成 24 年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧 | 53 |
| 第 2 平成 24 年 請願等受理及び処理件数一覧 | 54 |
| 第 3 平成 24 年 市会本会議における議案審議件数一覧 | 55 |
| 第 4 平成 24 年 月別・分類別図書増加数一覧 | 56 |
| 第 5 平成 24 年 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧 | 58 |

第 1 議長及び副議長の選挙，委員の選任等について

1 議長及び副議長の選挙

(1) 議長の選挙

5 月 16 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，井上与一郎議長の辞職を許可し，直ちに議長選挙を行った。

投票の結果，第 79 代議長に大西均議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

| 投票総数 | 有効投票 | | 無効投票 |
|------|-------|------|------|
| 69 票 | 大西均議員 | 54 票 | 15 票 |

(2) 副議長の選挙

5 月 16 日の第 2 回市会（定例会）の本会議において，安井つとむ副議長の辞職を許可し，直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果，第 87 代副議長に山岸たかゆき議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

| 投票総数 | 有効投票 | | 無効投票 |
|------|----------|------|------|
| 69 票 | 山岸たかゆき議員 | 54 票 | 0 票 |
| | 北山ただお議員 | 15 票 | |

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

3 月 27 日の第 1 回市会（定例会）の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

(1) 常任委員会の名称，所管及び定数

次のとおりとした（従来どおり）。

| 名 称 | 所 管 | 定数 |
|-------------------|---|----|
| 経 済 総 務 委 員 会 | 行財政局，総合企画局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 | 13 |
| く ら し 環 境 委 員 会 | 環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項 | 13 |
| 教 育 福 祉 委 員 会 | 保健福祉局及び教育委員会の所管に属する事項 | 13 |
| ま ち づ くり 委 員 会 | 都市計画局及び建設局の所管に属する事項 | 13 |
| 交 通 水 道 消 防 委 員 会 | 消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項 | 17 |

(2) 市会運営委員会の定数

従来どおり，15 人とし，非交渉会派からそれぞれ 1 名ずつオブザーバーとして参加を認めることとした。

(3) 各委員会の委員の選任

3月27日の第1回市会（定例会）の本会議において、常任委員会及び市会運営委員会の委員として、それぞれ別記のとおり選任した。

各委員会の正副委員長の互選は、同日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において、別記の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置

予算（決算）特別委員会に第1分科会、第2分科会及び第3分科会を置き、各分科会の所管及び定数は、次のとおりとすることとした。

| 分科会 | 所 管 | 定数 |
|-------|--|----|
| 第1分科会 | 環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，産業観光局，会計管理者，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第2分科会及び第3分科会の所管に属しない事項 | 23 |
| 第2分科会 | 保健福祉局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項 | 23 |
| 第3分科会 | 消防局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項 | 23 |

なお、委員の選任等については、第2回市会（定例会）以後、それぞれの本会議で委員会の設置、委員の選任及び議案の付託を行った後、当該委員会を開会し、正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については、別記参照）。

(別記)

(平成24年3月27日現在)

| 委員会 | 常任委員会 | | | | | | | | | | 市会運営委員会 (○印理事) | 特別委員会 | | | | | | | | |
|-------|----------------------|------------------------|---------------------------------|-----------------------|--|--|---------------------------------------|-----------------------|---------------------------|-------------|-------------------|-------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--|--|
| | 経済総務 | 暮らし環境 | 教育福祉 | まちづくり | 交通水道消防 | 自 | 共 | 民 | 公 | 民 | | 自 | 自 | 公 | 共 | 京 | | | | |
| 委員長 | 共 玉本 | 民 中野 | 自 山本(恵) | 自 中村 | 公 平山 | 自 加藤(盛) | 自 | | | | | 繁 | | | | | | | | |
| 副委員長 | 自 中川 | 公 国本 | 自 西村(義) | 京 佐々木 | 共 河合 | 民 山本(ひ) | 民 隠塚 | 公 青野 | 自 田中(明) | 共 とがし | 民 井塚 | 公 曾我 | 民 天方 | 自 占井 | 自 村田 | 公 占田 | 共 岩橋 | 京 村山 | | |
| 定数 | 13 | 13 | 13 | 13 | 17 | 15 | 69 | | | 第1分科会 23 | 第2分科会 23 | 第3分科会 23 | | | | | | | | |
| 自民 | 4 | 4 | 5 | 4 | 6 | 5 | 8 | | | 8 | 7 | | | | | | | | | |
| 23 | 井上(与) 繁 寺 中 | 下村 富 西村(義) 占井 | 大 小林(正) 桜井 橋村 山本(恵) | 西 田中(英) 中村 棕 | 内 田中(明) 高橋 田中(明) 津田(大) 山元 | 海 加藤(盛) 島本 高橋 田中(明) 津田(大) 山元 | ○加藤(盛) 田中(明) ○寺田 山本(恵) 占井 | | | | | | | | | | | | | |
| 共産 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 4 | 5 | | | 5 | 5 | | | | | | | | | |
| 15 | 井坂 玉本 西村(善) | くら 宮田 山中 | た 加藤(あ) 河合 | 井上(け) 加藤(あ) 河合 | 岩 西 樋 | 橋 野 口 | 北 倉 とがし | 山 林 | ○井坂 ○加藤(あ) くら 倉林 | | | | | | | | | | | |
| 民主・都 | 3 | 3 | 2 | 2 | 3 | 3 | 5 | | | 4 | 4 | | | | | | | | | |
| 13 | 青 天 今 | 木 方 中 松 | 小林(あ) 野 下 | 鈴 山本(ひ) | 木 宮 | 隠 塚 | 片 安 山 | 桐 井 岸 | 青 木 ○隠塚 山本(ひ) | | | | | | | | | | | |
| 公明 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 3 | 4 | | | 4 | 4 | | | | | | | | | |
| 12 | 国 大 | 本 道 湯 | 井上(教) 浅 | 久 津田(早) | 保 吉 | 青 野 | 曾 谷 ひ お 平 | 我 口 お き 山 | ○曾 湯 吉 | 我 浅 田 | | | | | | | | | | |
| 京都 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | オブザーバー1 | | | 1 | 1 | 2 | | | | | | | | | |
| 4 | 村 山 | 佐 々 木 | 江 村 | 中 島 | | | | | | 村 山 | | | | | | | | | | |
| みんな・無 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | オブザーバー1 | | | 0 | 1 | 1 | | | | | | | | | |
| 2 | | | | | | 清 水 森 川 | | | | | 清 水 | | | | | | | | | |

第 2 市会における取組等について

1 市会改革の取組

京都市会では、平成 23 年 5 月 30 日に、地方自治法の規定に基づく協議又は調整を行うための場として、市会改革推進委員会を設置した。市会改革推進委員会では、議会運営のルール作りや開かれた市会の推進に関わる様々な事項について検討を行い、検討結果は随時取りまとめたうえ、議長に報告された。

平成 24 年 8 月 17 日には、京都市会の役割、議員の使命、市民と議会との関係などについて定めた「京都市会の基本理念」を、検討グループでの議論を経て、全会派の合意により取りまとめた。

そのほか、議長から市会運営委員会に諮問され、市会改革推進委員会での検討結果を踏まえて実施に至った取組は、次のとおりである。

- 議員間討議に積極的に取り組んでいくこととした。(平成 24 年 2 月 7 日市会運営委員会理事会決定)
- 議員の質問に対し論点、争点を明確にするため、積極的に質問趣旨の確認をしても差し支えないことを執行機関側に周知した。(平成 24 年 2 月 7 日市会運営委員会理事会決定)
- 紹介議員による請願書の趣旨説明について、京都市会会議規則第 98 条及び標準市議会会議規則第 135 条第 2 項の趣旨を踏まえて積極的に活用していくこととした。(平成 24 年 2 月 29 日市会運営委員会決定)
- 委員会審査の参考とするための公聴会、参考人招致については、どちらも現行の制度の趣旨をしっかりと認識したうえで、積極活用に向けて取り組んでいくこととした。また、参考人制度については、議長への事前通告を省略することによって手続の簡素化を図ることとした。(平成 24 年 2 月 29 日市会運営委員会決定)
- 議案の審査等に関し、学識経験者等の専門的知見の積極活用を図っていくこととした。(平成 24 年 2 月 29 日市会運営委員会決定)
- 委員会から執行機関への政策提案については、常任委員会において研究すべきテーマの有無を議論し、検討が必要なテーマがあれば積極的に取り組んでいくこととした。

超党派による政策研究会の設置は、事案が発生した段階で、各党派から代表を出して設置していくこととした。

どちらも現状の中で前向きに取り組むことを優先し、今後必要があればルール化についても検討することとした。(平成 24 年 3 月 26 日市会運営委員会決定)

- 正副委員長主導による委員会運営については、委員会前に打合せを行い、委員会資料や委員会で議論される内容の確認を行うなど、正副委員長が今まで以上にコミュニケーションを図り、正副委員長がいない会派にも正副委員長で確認したことを伝えて、公平、公正かつ円滑な委員会運営及び委員会活動を行っていける環境づくりに努めていくこ

ととした。(平成 24 年 3 月 26 日市会運営委員会決定)

- 資料をペーパーレス化(電子メールによる資料送付)することについては、できることから取り組むこととした。(平成 24 年 9 月 21 日市会運営委員会決定)
- 平成 24 年 11 月定例会からホームページで代表質問の項目を前日中に事前公表することとした。(平成 24 年 11 月 28 日市会運営委員会決定)

2 議員提案による政策に係る条例の制定(京都市清酒の普及の促進に関する条例の制定)

議員による政策立案に関しては、第 1 次市会改革検討小委員会における検討の結果、政策に係る条例の制定に関する議案提出前の手続を定める「政策に係る議員提出議案に関する申合せ」が行われ、その推進が図られてきた。

この申合せにのっとった政策条例案として、京都市清酒の普及の促進に関する条例が議員提案され、11 月 26 日の第 5 回市会(定例会)本会議に上程された。

経済総務委員会に付託された同条例については、同委員会における審査・表決の結果、全会一致で修正可決すべきものと決定された。

同条例については、12 月 26 日の最終本会議において、経済総務委員会の修正案及び当該修正部分を除く原案がいずれも全会一致で可決され、議員提案による政策条例としては、平成 22 年に制定された京都市自転車安心安全条例に引き続き、可決・制定に至るものとなった。

3 議員報酬の削減

京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

平成 23 年度から実施している議員報酬の 10 パーセント削減措置を平成 24 年度も引き続きの実施することとした。

4 修正議決事件

平成 24 年度京都市一般会計補正予算

議員報酬の削減により生じた 7,900 万円を活用して、京町家・木造住宅の耐震改修に係る支援事業の経費を更に 2,000 万円増額するとともに、通学路の安全対策に係る財源の構成を行い、市債を 5,900 万円減額することとした。

9 月 24 日の第 4 回市会(定例会)の本会議において全会一致で修正可決した。

5 主な諸規程の改正等

(1) 京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の一部改正

(2) 京都市会委員会条例の一部改正

委員会が参考人の出席を求めようとするときに、議長への事前通告を要しないこととした。

(3) 京都市会会議規則の一部改正

第 3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

門川市政 2 期目のスタートに当たる平成 24 年度は、「はばたけ未来へ！ 京プラン実施計画」に掲げる政策を着実に推進することにより、市民の皆様は「京都に住んでよかった」と実感していただき、全国・世界の方々に「日本に京都があってよかった」と感動していただける京都を実現させるため、以下に掲げる 4 点に重点をおいた執行体制を構築することとした。

ア 主な内容

(ア) 未来の京都を切り拓く戦略的政策を着実に推進し、「京都の更なる魅力向上と経済の活性化」を進めるための体制の構築

厳しい社会情勢や財政状況にあっても、京都の強みを最大限に活かした成長戦略を展開し、京都の魅力に更なる磨きをかけるとともに、力強い経済の活性化を推進する体制を構築した。

- a エネルギー政策を推進するための体制の強化（環境政策局）
- b 企業立地を推進するための体制の強化（産業観光局）
- c 公有財産等の有効活用を推進するための体制の強化（行財政局）
- d 「未来・京都観光振興計画 2010+5」及び「京都市 M I C E 戦略」を推進するための「観光 M I C E 推進室」の設置（産業観光局）
- e 雇用創出事業に係る体制の強化（産業観光局）
- f 地域主権改革の促進や広域連携事業の推進を図るための体制の強化（総合企画局）

(イ) いのちとくらし、財産を守る「災害に強いまちづくり」を推進するための体制の構築

市民に最も近く、市民の自発的な取組を的確に理解し、機敏に支援することができる基礎自治体が、市民生活を守るうえで大きな役割を果たすことを再認識し、市民のいのちとくらし、財産をしっかりと守るための施策を推進する体制を構築した。

- a 防災・危機管理業務における調整力・指導力を強化するための「防災危機管理室」の移管（消防局→行財政局）
- b 更なる地域防災力の向上を推進するための「地域防災係長」の設置（各区役所・支所）
- c 住宅の耐震改修を促進するための体制の強化（都市計画局）
- d 橋りょうの健全化をはじめとする都市基盤の防災・減災対策の推進に係る体制の強化（建設局）
- e 右京区京北地域及び左京区北部山間地域における自然災害等に対処するため

の「京北・左京山間部土木事務所」の設置（建設局）

(ウ) いきいきと健やかに生活できる「安心・安全な福祉のまちづくり」を推進するための体制の構築

子ども、高齢者、障害のある人など、全ての市民一人ひとりが生きがいを実感できるとともに、健康に暮らすことができるよう、充実した支援、医療、福祉を提供する体制を構築した。

a 児童虐待、児童発達障害への支援等に係る対応を強化するための「第二児童福祉センター」の設置（保健福祉局）

b 地域包括ケア等を推進するための体制の強化（保健福祉局）

c 障害保健福祉施策を推進するための「障害保健福祉推進室」の設置（保健福祉局）

d 保健福祉分野における権限移譲に対応するための体制の整備（保健福祉局）

(エ) 京都が誇る「地域力」・「人間力」を更に高めるとともに、「地域主体・市民主体のまちづくり」を進めるための体制の構築

様々な活動主体が積極的に「共汗」し、連携することにより、京都が誇る「地域力」・「人間力」を更に高めて、地域主体・市民主体のまちづくりの実現を積極的に進めるため、「地域自治推進室」（文化市民局）及び「地域力推進室」（各区役所・支所）を設置した。

イ 主な人事異動の内容

(ア) 「はばたけ未来へ！京プラン」推進体制の確立

「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げる重点戦略を強力に推進する、足腰の強い執行体制を確立するため、市政を取り巻く状況を的確に認識し、10年後の京都市に対して責任を負う決意のある職員、人・物・金・情報といった資源のマネジメントを行いながら、スピード感を持つて的確に公務を遂行できる職員、生活者としての「市民感覚」を常に意識しながら、豊かな感性と柔軟な発想力で事業を推進する職員などを評価し、積極的に登用した。

(イ) 「市民力」・「地域防災力」を高め、個性と魅力ある地域づくりを推進する区役所の体制の強化

市民のニーズを的確に把握し、市民生活の安心・安全をしっかりと守り、より一層信頼される市政を推進するために、市民サービスの最前線である区役所・支所の体制をこれまで以上に強化した。

このため、区長や副区長などに気鋭の若手職員を積極的に起用するとともに、地域防災力の強化に向けて全ての区役所・支所に新たに配置する、係長・課長補佐級の防災担当職員を庁内公募により募集し、熱意と専門性を兼ね備えた人材を積極的に登用した。

(ウ) 女性職員の能力活用・登用の拡大

意欲ある女性職員の活躍の場を広げるため、重要ポストへの登用を引き続き積極

的に推進するなど、女性職員の大胆な抜擢を行った。

特に、係長昇任については、事務職の昇任者に占める女性職員の割合を過去最高となる40%以上に高めることにより(平成23年度実績31.3%)、年度当初において、係長級以上職員に占める女性の割合を20%以上に引き上げ(「京都市人材活性化プラン」に掲げる目標を達成)、未来の本市の行政運営を担う女性幹部職員を計画的に育成していくこととした。

(エ) 技術職・専門職の職域拡大

技術職・専門職が持つ専門的知識・経験をより幅広い行政分野で活用するとともに、技術職員・専門職員の視野を広げ、総合的な能力を身につけられるよう、職種にとらわれない柔軟な登用をこれまで以上に推進していくこととした。

特に、区役所への技術職員・専門職員の配置を積極的に推進し、関係局との一層の連携を促進することにより、防災危機管理や野生鳥獣対策などの分野において、市民に求められる施策を効果的に展開する体制を構築した。

ウ 環境政策局関係

(ア) エネルギー政策を推進するための体制の強化

「原発に頼らない持続可能なエネルギー社会の実現」をはじめとするエネルギー政策を強力に推進するため、「地球温暖化対策に係る取組の推進」を所管する地球温暖化対策室に「エネルギー政策部長」及び「創エネルギー・省エネルギー担当課長」を設置し、執行体制を強化した。

また、エネルギー政策は、まちづくりの視点、産業政策の視点など、市総体で取り組む課題であるとともに、環境未来都市の選定に向けて全庁一丸となって取り組む必要があることから、庁内横断的な体制として、エネルギー政策部長をチームリーダーとする「エネルギー政策推進プロジェクトチーム」を設置した。

(イ) 南部クリーンセンター第二工場建て替えに係る体制の整備

南部クリーンセンター第二工場の建て替えを行うため、適正処理施設部施設整備課に「施設建設担当課長」及び「施設建設係長」を設置した。

エ 行財政局関係

(ア) 防災・危機管理業務における調整力・指導力の強化

大規模な自然災害や健康危機事案などから市民のいのちとくらし、財産を守ることが、行政の果たすべき最も重要な責務であるとの決意のもと、これらを予防するハード・ソフト両面のまちづくりのほか、有事における市民の生活確保、迅速な復旧等を進めていくための全庁横断的な調整力・指導力の強化を図るため、防災危機管理室を消防局から行財政局へ移管した。

これにより、地域防災活動の拠点である区役所と連携を密にし、地域に密着した防災取組についても、より一層強力に展開していくこととした。

(イ) 積極的に行財政改革を推進していくための体制の構築

将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう持続可能な行財政の

確立を図るため、「財政部経営改革課」を設置し、外郭団体のあり方の抜本的な見直しや指定管理者制度の更なる推進を含め、時代や市民のニーズを的確かつ迅速に反映した行政運営の効率化・適正化を強力に進めていくこととした。

(ウ) 市有建築物の最適な維持管理及び市有財産の有効活用を推進する体制の強化

市有建築物の効果的な修繕工事の実施による長寿命化や不要な施設の転用による有効活用、管理運営に係るコストや新規施設の建設の抑制を図るなど、市有建築物の最適な維持管理について都市計画局等の関係部局と連携のうえ積極的に進めていくとともに、市有財産の総点検等により、資産に係る情報を一元的に収集・管理して有効活用を進めるため、財政部財産活用促進課に「財産有効活用担当課長」及び「財産有効活用係長」を設置し、体制を強化した。

(エ) 効果的な債権の回収促進に向けた体制の構築

債権回収に係る方針等を策定するとともに、対応が困難な債権について、管理を一元化して回収手続を行うほか、債権所管課に対する指導、研修の企画、実施などにより、本市の収入と負担者間の公平性を確保するため、財政部財産活用促進課に「債権回収促進係長」を設置した。

(オ) 公立大学法人京都市立芸術大学の設立に伴う芸術大学の廃止

平成 24 年 4 月に公立大学法人京都市立芸術大学を設立し、運営主体が同法人に移行することに伴い、本市の組織としての芸術大学を廃止した。

(カ) 人材の活性化に関する取組体制の整備

職員の協働を活性化する職場づくりや市民目線を市政の隅々に徹底させる取組などの庁内改革に取り組む、新たな「全庁“きょうかん”実践運動」を推進していくため、人材活性化推進室に「きょうかん推進係長」を設置した。

オ 総合企画局関係（地域主権改革の促進や広域連携事業の推進を図るための体制の強化）

京都の将来を見据えた大都市制度のあり方についての調査・研究、関西広域連合への参画による国の出先機関改革をはじめとした地域主権改革の促進や広域連携事業の推進を図るため、政策企画室に「大都市制度・広域行政担当課長」を設置した。

カ 文化市民局関係

(ア) 地域主体・市民主体のまちづくりを進めるための体制の構築

地域の主体的なまちづくり活動の活性化をより推進するとともに、多様な主体の連携による協働を進めるため、市民生活部区政推進課と同部地域づくり推進課を統合し、これらを一元的に所掌する「地域自治推進室」（部相当組織）を設置する。これにより、京都が誇る「地域力」・「人間力」の更なる向上を図り、地域のことは地域に住む住民が責任を持って決め、地域社会を自らの手で活性化していくという地域主権型のまちづくりを目指した。

同室は、新課長制として以下の課長を設置し、それぞれの事務を担当させた。

- a 区政及び地域行政の総合化に関する事務等を行うため、「区政推進課長」を設置

した。

- b 地域振興に関する調査，企画，連絡及び調整のほか，地域コミュニティの活性化に係る取組を総合的かつ計画的に展開し，地域住民による自主的な地域活動を支援するため，「地域づくり推進課長」を設置した。
- c 国・府からの権限移譲によって，新たに本市が行うこととなるNPO法人の認証・認定事務をはじめ，NPO団体等の市民活動をより積極的に支援するため，「市民活動支援課長」を設置した。
- d 市民窓口業務の統括，戸籍事務の電算化等を行うため，「市民窓口企画課長」を設置した。

なお，地域自治推進室を設置することにより，市民生活部は，くらし安全推進課，人権文化推進課及び消費生活総合センターで構成することとした。

(イ) 業務を円滑に進めるための市民生活部くらし安全推進課の体制の整備

市民生活部くらし安全推進課の担当係長について，それぞれの事務を担当する職に相応しい名称を付与し，次のとおり設置した。

- a くらし安全係長（庶務，計理，生活安全条例の推進等）
- b 防犯係長（暴力団排除条例の推進，防犯カメラ設置促進等）
- c 路上喫煙対策係長（路上喫煙等の禁止等に関する条例の推進等）

(ウ) 真のワーク・ライフ・バランスを推進する体制の構築

「真のワーク・ライフ・バランス推進計画」に掲げる施策を着実に推進し，「真のワーク・ライフ・バランス」の実現に向けて取り組むため，共同参画社会推進部男女共同参画推進課に「真のワーク・ライフ・バランス推進係長」を設置するなど体制を強化するとともに，庁内会議や各部局の職員から任命する「真のワーク・ライフ・バランス推進員」を設置するなど，全庁的な推進体制を構築した。

(エ) 市民スポーツの振興と「京都マラソン」を発展させるための体制の整備

市民スポーツの振興をより一層推進するため，機動的な執行体制となるよう，市民スポーツ振興室を新課長制の室組織に再編するとともに，平成 24 年 3 月 11 日に第 1 回を開催した「京都マラソン」について，平成 24 年度以降についても継続して実施していくうえで，更なる魅力向上を目指すため，新たに「京都マラソン推進課長」を設置した。

(オ) 文化芸術都市推進室国民文化祭推進課の廃止

「国民文化祭・京都 2011」の終了に伴い，文化芸術都市推進室国民文化祭推進課を廃止した。

キ 産業観光局関係

(ア) 企業立地推進に係る体制の強化

企業立地促進制度や地区計画など都市計画手法の活用による企業等の市内における立地環境を整備するとともに，建築技術職員の配置による専門的な視点を取り入れ，総合支援窓口としてのワンストップ機能を強化することで，企業の市外流出防

止、国内外の企業の誘致等による本市経済の活性化を図るため、産業振興室に「企業立地推進担当部長」、「企業立地推進課長」及び「企業立地推進係長」を設置し、推進体制を強化した。

(イ) 「未来・京都観光振興計画 2010+5」及び「京都市M I C E戦略」を推進する体制の強化

「未来・京都観光振興計画 2010+5」や「京都市M I C E戦略」に掲げる施策を効果的に推進していくため、より機動的な執行体制となるよう、観光部を新課長制の「観光M I C E推進室」として再編し、同室に次に掲げる職を設置した。

- a 観光おもてなし課長（受入環境整備，室の庶務）
- b 観光戦略課長（事業企画推進，マーケティング，M I C E推進）
- c 観光誘客誘致課長（誘客・誘致事業の実施）
- e 地域連携観光課長（地域との連携による事業の実施）

(ウ) 雇用創出事業に係る体制の強化

国・京都府と緊密に連携し、若年未就業者対策としての「京都市フルカバー学生等就労支援事業」をはじめとした雇用創出事業の更なる強化を図るため、産業政策課に「雇用創出等担当課長」を設置した。

(エ) 野生鳥獣対策に係る体制の強化

サルをはじめとする野生鳥獣による被害に即応した捕獲体制を強化し、積極的な取組を展開するため、農林振興室に置く担当部長の名称を「森林資源・鳥獣対策担当部長」に改め、同室林業振興課に「鳥獣対策担当課長」及び担当係長を配置するとともに、各農業振興センター及び京北農林業振興センターの所長及び担い手支援係長を同課の兼職とした。

ク 保健福祉局関係

(ア) 児童虐待，児童発達障害への支援等に係る対応の強化

子どもの生命と人権を守るとともに、障害や疾病をもつ子どもへの支援を充実させるため、「京都市未来こどもプラン」及び「第2児童福祉センター（仮称）等基本構想」に基づき、南区及び伏見区を所管する「第二児童福祉センター」を設置した。第二児童福祉センターは、児童福祉センターの支所として位置付けるとともに、児童福祉法に基づく児童相談所機能を持った「第二児童相談所」と発達相談診療機能を置くことにより、児童虐待，発達障害への支援等に係る対応の強化と迅速化を図った。

(イ) 保健福祉分野における権限移譲への対応及び障害保健福祉施策を推進する体制の整備

地域主権戦略大綱により、基礎自治体に権限移譲されることとなった事務について、本市として適切かつ的確に対応していくための体制を各担当課に整備した。

なお、保健福祉部障害保健福祉課については、平成 23 年度にヘルパー事業を集約するなど、本市の障害者施策を一元的に所掌するとともに、当該権限移譲を受け

ることを踏まえ、より機動的な執行体制と迅速な意思決定を確保するため、部相当組織である新課長制の「障害保健福祉推進室」として設置した。これに伴い、保健福祉部は、保健福祉総務課及び監査指導課で構成することとした。

| 権限移譲される事務 | 所管課及び当該事務を担当する職 |
|-------------------------------------|------------------------------------|
| 指定障害福祉サービス事業者、指定居宅サービス事業者等に対する指導・監督 | 保健福祉部監査指導課担当課長、障害福祉・介護サービス係長及び担当係長 |
| 指定障害福祉サービス事業者等の指定等 | 障害保健福祉推進室企画課長及び担当係長 |
| 指定居宅サービス事業者等の指定等 | 長寿社会部介護保険課介護事業者第一係長及び介護事業者第二係長 |

また、毒物劇物業務上取扱者に係る事務が平成 24 年度から、薬局の開設計可等に係る事務が平成 25 年度から権限移譲されることを踏まえ、効率的で効果的な薬事行政を行うための体制を構築するため、薬事法、毒物及び劇物取締法に関する事務を、各区に置く保健センターから保健所生活衛生課に集約した。

(ウ) 地域包括ケア等の推進に係る体制の強化

「第 5 期京都市民長寿すこやかプラン」に基づき、地域包括ケアを推進するため、長寿社会部長寿福祉課に「地域包括ケア・在宅福祉担当課長」及び「地域包括ケア推進係長」を設置し、体制を強化した。

また、同課に置く係長について、役割分担を見直すとともに、それぞれの事務を担当する職に相応しい名称とするため、長寿福祉係長及び施設整備係長の名称を次のとおり変更した。

- a 在宅福祉係長（高齢者への介護援助等の在宅福祉全般）
- b 施設福祉係長（高齢者福祉施設の整備及び運営指導）

(エ) 業務を円滑に進めるための保健衛生推進室保健医療課の体制の整備

保健衛生推進室保健医療課に置く係長について、それぞれの事務を担当する職に相応しい名称とするため、感染症予防第一係長、感染症予防第二係長、食品衛生第一係長及び食品衛生第二係長の名称を次のとおり変更した。

- a 感染症予防係長（予防接種、感染症対策）
- b 健康危機対策係長（衛生検査、新型インフルエンザ・O157 等の健康危機対策）
- c 食品安全係長（食品衛生法関係事務）
- d 動物愛護係長（狂犬病法、と畜場法、動物愛護法関係事務）

ケ 都市計画局関係

(ア) 木造密集市街地や細街路対策、空き家対策を推進するための体制の強化

本市に多く存在する木造密集市街地や細街路について、京都らしい風情を維持、継承するなど地域の特性に応じた整備や防災上の安全性の確保に取り組むとともに、防災・防犯・景観・コミュニティ活性化の観点から、地域と連携した京都ならではの

の空き家対策を推進していくため、都市企画部都市づくり推進課に担当係長を増員し、体制を強化した。

また、歴史都市・京都の細街路の特性に応じて、地域との共汗のもと、住宅の建て替えや改修等の必要な措置を誘導する施策や沿道の建築物の耐震性・防火性を向上させるなど、総合的な細街路対策に取り組むため、建築指導部建築指導課道路台帳整備係長に代えて、「細街路対策係長」を設置した。

(イ) 屋外広告物の違反对策を推進するための体制の強化

市内に存在する約 4 万件の屋外広告物について、「新景観政策（平成 19 年 9 月）」の実施から 7 年間の経過措置期間が終了する平成 26 年 8 月に向け、違反状態を解消し、京都にふさわしい広告景観の形成を目指すため、都市景観部に「広告物指導対策担当部長」、同部市街地景観課に「広告物対策担当課長」及び「広告物対策係長」を設置し、体制を強化した。

(ウ) 住宅の耐震改修を促進するための体制の強化

「京都市建築物耐震改修促進計画」に基づき、平成 27 年度までに建築物の耐震化率 90%以上の目標の達成に向けて取り組んでおり、市民意識や社会的機運の高まりが見られるこの機に、公民の連携のもと、住宅と特定建築物（緊急輸送道路（重要路線）の沿道建築物等）の耐震化を加速させるため、住宅室住宅政策課が所管する耐震改修助成に関する事務等を、住宅の耐震診断に関する事務等を所管する建築指導部建築安全推進課に移管することにより、一体的かつ効果的に進めるとともに、同課に「耐震企画係長」及び「耐震改修促進係長」を設置し、体制を強化した。

(エ) 市有建築物の建築・維持修繕等に係る事務の一元化及び効率化

住宅室住宅整備課の所管する市営住宅の建築・維持修繕業務を、市営住宅以外の市有建築物の建築・維持修繕等を所管する公共建築部に統合し、市有建築物に係る業務を同部に一元化することにより、より効率的な執行体制を構築するとともに、環境への配慮や安全性の確保を目指した市有建築物の適切な維持修繕・長寿命化の推進を図った。

これに伴い、住宅整備課は廃止した。

コ 建設局関係

(ア) 橋りょうの健全化をはじめとする都市基盤の防災・減災対策の推進に係る体制の強化

「いのちを守る都市基盤防災・減災対策プロジェクト」として橋りょう健全化をはじめとする防災・減災対策に重点的に取り組むため、土木管理部に「防災・橋りょう担当部長」を設置するとともに、橋りょうの耐震補強と老朽化修繕を効率的・効果的かつスピード感を持って推進していくため、同部調整管理課に「橋りょう第一係長」及び「橋りょう第二係長」を設置し、体制を強化した。

(イ) 右京区京北地域及び左京区北部山間地域における自然災害等に対処するための体制の強化

台風や降雪などにより北部の山間地域で集中する公共土木施設への自然災害等に対して、迅速かつ的確な対処と復旧を図るとともに、同地域における公共土木施設の維持管理の充実による市民サービスの更なる向上を図るため、右京区役所京北出張所、左京区役所花脊出張所及び同区役所久多出張所の所管区域を管轄する「京北・左京山間部土木事務所」を設置した。

- (ウ) 公共土木施設の維持管理及び防災対策の推進に係る土木事務所の体制の強化
道路、橋りょう、河川等の公共土木施設の適切な維持管理や、災害に強いまちづくりに係る取組を強化するため、各土木事務所に次長を設置した。

サ 会計室関係（効率的な会計事務の運営を行うための体制見直し）

会計事務の一体的かつ効率的な運営を図るため、出納係長に出納業務のほか室の庶務業務等を行わせた。

シ 区役所関係

- (ア) 京都ならではの地域力を活かした参加と協働によるまちづくりの推進及び地域防災力の向上を推進するための体制の構築

「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という自治意識の高さに代表される京都ならではの「地域力」を活かした地域コミュニティの活性化をはじめとするまちづくりを、区役所・支所が迅速かつ着実に支え、様々な区民のニーズに応じていくため、区役所・支所の総務課及びまちづくり推進課を統合して、部相当組織である新課長制の「地域力推進室」を設置し、より機動的で柔軟な対応を図った。

特に、自主防災組織との連携強化など地域に密着した防災の取組を展開していくため、同室に「地域防災係長」を設置し、地域の防災活動の拠点である区役所・支所の機能をより一層高めた。

なお、地域力推進室の設置に伴い、区民部は、市民窓口課及び各税務所管課で構成することとした。

- (イ) 生活保護世帯の増加に対応するための体制の整備
生活保護世帯の増加に対応するため、以下の職を設置した。
- a 下京福祉事務所保護課保護第四係長
 - b 洛西福祉事務所支援保護課保護第二係長

ス プロジェクトチーム

- (ア) プロジェクトチームの設置
複数の分野にまたがる行政課題であるエネルギー政策の推進について、庁内の連携により計画、方針等の調査、企画等を行うため、「エネルギー政策推進プロジェクトチーム」を設置した。
- (イ) プロジェクトチームの廃止
これまで設置していた以下のプロジェクトチームについては、担当する計画・方針の策定等が終了し、その役割を終えたため、廃止した。
- a 資産有効活用検討プロジェクトチーム

- b 債権回収促進策検討プロジェクトチーム
- c 真のワーク・ライフ・バランス推進プロジェクトチーム
- d まちづくり活動支援検討プロジェクトチーム
- e 歴史的資産保存・活用プロジェクトチーム

(2) 組織数及び異動規模

ア 組織数

| | | 改正前 | | 改正後 | | 差引増減 | | |
|-------------|-------|------------------|------------|------------------|------------|-------|-------|------|
| 本 庁 | | 8 局 42 部・室 | 86 課 | 8 局 45 部・室 | 78 課 | 3 室増 | 8 課減 | |
| 会 計 室 | | 1 室 | | 1 室 | | 増減なし | | |
| 事 業 所 | 第 1 類 | 11 所 | 30 課 | 11 所 | 31 課 | 1 課増 | | |
| | 第 2 類 | 36 所 | | 37 所 | | 1 所増 | | |
| | 第 3 類 | 26 所 | | 26 所 | | 増減なし | | |
| 区 役 所 | | 11 区 3 支所 42 部・室 | 153 課 15 所 | 11 区 3 支所 56 部・室 | 125 課 15 所 | 14 室増 | 28 課減 | |
| 大 学 | | 2 校 5 課 | | 1 校 1 課 | | 1 校減 | 4 課減 | |
| | | | | | | 計 | 局相当 | 増減なし |
| | | | | | | | 部相当 | 17 増 |
| | | | | | | | 課相当 | 38 減 |
| | | | | | | | 係相当 | 増減なし |

イ 人事異動総数及び内訳

| | | 平成 23 年度 | | 平成 24 年度 | |
|---------|-----------|----------|--------------|----------|--------------|
| 異 動 総 数 | | 838 人 | (うち昇任 328 人) | 926 人 | (うち昇任 356 人) |
| 内 訳 | 局 長 級 | 21 人 | (うち昇任 10 人) | 24 人 | (うち昇任 17 人) |
| | 部 長 級 | 56 人 | (うち昇任 34 人) | 74 人 | (うち昇任 33 人) |
| | 課 長 級 | 190 人 | (うち昇任 72 人) | 218 人 | (うち昇任 74 人) |
| | 課 長 補 佐 級 | 153 人 | (うち昇任 90 人) | 152 人 | (うち昇任 90 人) |
| | 係 長 級 | 418 人 | (うち昇任 122 人) | 458 人 | (うち昇任 142 人) |

2 消防局の人事異動（4月1日付け）

人事異動総数及び内訳

| | | | | |
|---|---|---|-------|-----------------------|
| 異 | 動 | 総 | 数 | 158 人 |
| 内 | 部 | 長 | 級 | 10 人（うち昇任 4 人，昇格 3 人） |
| | 課 | 長 | 級 | 49 人（うち昇任 23 人） |
| | 課 | 長 | 補 佐 級 | 28 人（うち昇格 21 人） |
| 訳 | 係 | 長 | 級 | 71 人（うち昇任 29 人） |

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 24 年度は、最大の目標である地下鉄 1 日 5 万人増客の実現に向けて、市の施策と連携して増客の取組を加速させるとともに、駅ナカビジネスについても、7 億円の収入を目指して、コトチカ京都の開業をはじめとした取組を進めるなど、地下鉄事業・市バス事業の経営健全化を着実に推進していくための執行体制を整備した。

ア 更なる増収・増客に向けた営業推進体制の強化

(ア) 企画総務部営業推進課の新設

増収・増客に向けた活動を更に強力に推進するため、企画総務部に「営業推進課」を新設した。

これに伴い、組織の効率化を図る観点から企画総務部企画課を総務課に統合した。

(イ) 営業推進会議の新設

平成 22 年度に局内に「営業推進プロジェクトチーム」を設置し、交通局を挙げて営業活動に取り組んでいるところだが、これを更に戦略的に進めるため、同チームの上位に、次長をトップとする「営業推進会議」を新設した。

イ 駅ナカビジネスの執行体制の強化

目標の 7 億円の収入確保に向けて、駅ナカビジネスを更に積極的に推進していくため、既に開業しているコトチカ等の管理や販売促進を行う「営業管理係長」を営業推進課に設置した。

(2) 組織数

| 区 分 | 23 年度 | 24 年度 | 増減 |
|-----|-------------|-------------|----|
| 部相当 | 3 部 | 3 部 | — |
| 課相当 | 12 課，10 事業所 | 12 課，10 事業所 | — |

(3) 人事異動総数及び内訳

| | | |
|---------|-----------|-----------------|
| 異 動 総 数 | | 47 人（うち昇任 20 人） |
| 内 訳 | 局 長 級 | 0 人 |
| | 部 長 級 | 1 人（うち昇任 1 人） |
| | 課 長 級 | 11 人（うち昇任 3 人） |
| | 課 長 補 佐 級 | 7 人（うち昇任 4 人） |
| | 係 長 級 | 28 人（うち昇任 12 人） |

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

平成 24 年度は、現行の「中期経営プラン（2008-2012）」の最終年度であり、災害に強い安全・安心なライフラインの構築とともに、市民目線に立った事業運営を効率的に推進するための体制を整備した。

ア 浄水場の施設規模適正化に伴う給水区域再編の体制強化

平成 24 年度末の山ノ内浄水場の廃止に伴う水道事業開始後最大規模となる抜本的な給水区域再編事業を、着実かつ円滑に遂行するとともに、市民目線に立った広報や応急給水の取組強化を図るため、「お客さまサービス推進室担当部長」を設置した。同担当部長は水道部水道管路管理センター所長が兼務することとした。

イ 洛西地域における配水管腐食対策の推進体制の強化

洛西地域における配水管の腐食対策を平成 24、25 年度の 2 箇年で完了させるため、専任の「水道部水道管路建設事務所担当課長」を設置した。

ウ 危機管理体制の強化

災害に強い安全・安心なライフラインの構築とともに、リスクマネジメントの強化を図るため、防災をはじめ危機管理全般を担当する「総務部担当課長」を設置した。

エ 水道メーター一点検業務の民間委託化の完了

東山営業所及び左京営業所の水道メーター一点検業務を民間委託化することに伴い、両営業所点検係を廃止した。これにより、全ての営業所における同業務の民間委託化を完了した。

(2) 人事異動

変革力溢れる職員の抜擢、若手職員・女性職員の更なる登用、管理部門と事業部門の交流促進、事業推進力、実績に優れた職員の積極的配置、局内公募制度の活用などにより、現行の「中期経営プラン」の着実な推進と次期経営計画の策定に向け、高いマネジメント力を発揮するとともに、足腰の強い執行体制を確立した。

さらに、オール京都市として一体となった市政及び上下水道事業を推進するため、市長部局との間で、事務職及び技術職の人事交流を積極的に実施し、更なる連携と活性化を図った。

(3) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

| | | 改正前 | 改正後 | 増減 |
|------------|-----|--------------|--------------|------|
| 上 下 水道局 | 本 庁 | 3 部・2 室 14 課 | 3 部・2 室 14 課 | 増減なし |
| | 事業所 | 27 所 | 27 所 | 増減なし |

イ 人事異動総数及び内訳

| | | |
|---------|-------------------|------------------|
| 異 動 総 数 | 104 人 (うち昇任 53 人) | |
| 内 訳 | 局 長 級 | 1 人 (うち昇任 0 人) |
| | 部 長 級 | 5 人 (うち昇任 2 人) |
| | 課 長 級 | 19 人 (うち昇任 9 人) |
| | 課 長 補 佐 級 | 20 人 (うち昇任 18 人) |
| | 係 長 級 | 59 人 (うち昇任 24 人) |

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）」を着実に推進するとともに、学力向上や教職員の資質向上をはじめとする教育課題に的確・迅速に対応し、本市教育の更なる充実発展を図るために必要な組織改正を、平成24年4月1日付けで次のとおり行った。

ア 堀川高等学校荒瀬校長を教育企画監に登用

堀川高等学校において、「堀川の奇跡」と賞賛される全国公立高校トップの進学実績など、高校改革に大きな実績を挙げるとともに、中央教育審議会委員等として国の文教行政に参画している荒瀬克己校長を、教育委員会教育企画監（総合教育センター副所長事務取扱）として登用し、市立高校各校の更なる改革の推進、大学・研究機関・産業界と連携した京都ならではの教育改革、大量採用期における若手教員の育成や、京都教師塾等を通しての意欲・実践力のある教員志望者の養成・確保等、本市教育の一層の飛躍に向け、喫緊かつ重要な教育課題への対応を図った。

イ 人事評価制度・教職員支援体制の充実

新規採用教職員の大幅増や新任管理職の増加の下、人事評価の一層の充実を図ることにより、学校運営の充実や教職員の意欲向上を目指すとともに、人事評価結果に基づくきめ細かい支援・指導を通して、教職員の資質向上を図るなど、人事評価と教職員に対する支援・指導を総合的に推進する体制を整備した。

※教職員人事課と学校指導課によるプロジェクトチーム（16名体制）を組織

ウ 障害のある子どもの教育の充実

総合支援学校の児童生徒数の増加に対応するため、平成25年4月に開校予定の白河総合支援学校の分校について、新たに設置する職業学科の教育課程の編成や就労支援の充実など、開校準備に万全を期すため、組織体制を整備した。

※専任の職員1名及び関係課職員11名の兼職による12名体制

エ 東山泉小中学校の開校に向けた体制整備

東山区の3小学校（一橋・月輪・今熊野）と月輪中学校を統合し、5・4制の施設併用型小中一貫校として、平成26年4月に開校予定の東山泉小中学校について、義務教育9年間の連続した学びと育ちを保障する小中一貫教育の充実をはじめ、開校準備に万全を期すため、指導部に東山泉小中学校教育企画推進室を設置した。

※学校指導課職員の兼職による5名体制

オ 校務事務電算化に向けた体制整備

児童生徒の成績や授業時数の管理をはじめとする膨大な校務事務を電算化・標準化することにより、教員が子どもと向き合う時間の確保を図るなど、教育活動の質の一層の向上を目指し、平成26年4月に運用開始予定の校務電算化システムについて、学校現場の状況を的確に把握し、円滑な導入を図るための体制を整備した。

※学校指導課と情報化推進総合センターによるプロジェクトチーム（7名体制）を組織

カ 非行少年対策における京都府との連携

京都府が京都市との協調事業として、非行少年の立ち直り支援や非行問題の防止等を目指し、平成 24 年 4 月に設置した「立ち直り支援チーム（家庭支援総合センター 1 階）」に、生徒指導の経験が豊富な退職校長を派遣し、子ども一人ひとりに適した支援プログラムの作成や学習支援、進路・就職相談、職場実習の実施等、子どもに対する支援の充実を図った。

キ その他

(ア) 財政改革有識者会議の提言を踏まえ、退職校長の任用等による嘱託化等を推進し、教育委員会事務局において、5 名の職員定数の削減（総人件費の削減）を図った。

なお、教育委員会全体では、教育委員会事務局と合わせ、市立学校・幼稚園の教職員 18 名、技能労務職員 39 名職員、合計で 62 名の定数削減を実施した。

(イ) 仙台市教育委員会との人事交流

仙台市教育委員会との人事交流を実施し（相互に指導主事 1 名を派遣）、相互に特色ある教育実践を学び合い、それぞれの取組・施策にいかした。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

| | | 事務局内部 の異動 | 市長部局 への転任 | 市長部局等 からの転入 | 退 職 | 合 計 |
|---------|-------|--------------|--------------|----------------|-----|-----|
| 異 動 総 数 | | 61 | (3) | 5 | 7 | 73 |
| 内 訳 | 局 長 級 | - | - | - | - | 0 |
| | 部 長 級 | 3 | - | - | 2 | 5 |
| | 課 長 級 | 26 | (1) | 2 | 3 | 31 |
| | 課長補佐級 | 8 | - | 1 | - | 9 |
| | 係 長 級 | 24 | (2) | 2 | 2 | 28 |

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。

イ 教育職

| | | 事務局内部 の異動 | 学校等から の転入 | 退 職 | 合 計 |
|---------|---------------------|--------------|--------------|-----|-----|
| 異 動 総 数 | | 13 | 36 | 4 | 53 |
| 内 訳 | 局 長 級 | - | 1 | - | 1 |
| | 部 長 級 | - | - | - | 0 |
| | 課長・人事主事・ 首席指導主事等 | 6 | 8 | 3 | 17 |
| | 指導主事等 | 7 | 27 | 1 | 35 |
| | 採 用 | - | - | - | 0 |

第 4 市財政について

1 平成 24 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 予算案の特徴

(ア) 3つの最重点政策

最重点政策として、①京都経済の再生と雇用の創出、②福祉、医療、教育の充実、③防災対策の推進の3点に特に力点

(イ) 「はばたけ未来へ！京プラン実施計画」初年度として力強いスタート

実施計画骨子のリーディング事業 43 事業中 90%に当たる 38 事業を予算計上

(ウ) 財政構造改革の強力な推進

実施計画骨子で定めた財政運営の目標及び予算編成通知で定めた3つの予算枠ごとの配分目安額をすべて達成したうえで、一般会計の実質市債残高をこれまでにない規模で削減（対 22 年度末 259 億円の減）し、全会計の市債残高をピーク時から約 2,000 億円の減とするなど、財政構造の抜本改革を強力に推進

イ 政策の推進

(ア) 基本姿勢

平成 24 年度の予算は、現下の厳しい社会経済情勢と東日本大震災を踏まえ、京都経済の再生と安心安全を最優先とした。同時に、京都市の成長戦略である、「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げた未来へのシナリオを着実に実現する予算とし、未来の京都づくりを見据え、市長が市民の皆様にお約束したマニフェストについて、できる限り反映した。また、切れ目なく施策を推進するため、通年予算として編成した。

(イ) 予算編成における重要課題

予算編成における重要課題は次の6点とし、厳しい財政状況にあっても重要課題をしっかりと推進できるよう、昨年度、試行的に導入した新たな予算編成システムを本格導入し、財政運営の目標に基づく計画的な経費の削減と財源の重点配分に努めた。

a 力強い京都経済の再生と雇用の創出

b 市民生活の安心安全を支える福祉、医療、教育などの充実

c 環境にやさしい循環型社会、暮らしに息づく文化芸術など、京都ならではの地域の魅力の向上

d 都市の活力を高める「歩くまち・京都」の推進と都市基盤の整備など未来の京都への先行投資

e 参加と協働による区のまちづくり

f 東日本大震災を踏まえた、スピード感を持って推進する防災対策

(ウ) 重要課題を踏まえた政策の推進

6つの重要課題のうち、とりわけ、「京都経済の再生と雇用の創出」、「福祉、医療、教育の充実」、「防災対策の推進」の3点に力を置いた。

都市の成長の源泉となる経済の力強い再生と雇用の拡大に向けて、オール京都での中小企業の支援体制を強化するため、京都市中小企業支援センターの相談窓口業務を商工会議所の「中小企業経営相談センター」に融合し、支援員を10名新規配置することとした。また、産業支援機関と連携して、新たに知恵産業創造支援事業を創設するほか、京都の伝統産業製品の海外販路開拓を促進する「京もの海外市場開拓事業」を実施するなど、経済界や京都府と一体となった、中小企業の経営相談や京都の強みを生かした産業の創出・育成の取組の強化に努めた。

加えて、引き続き待機児童の解消に努めるとともに、子ども医療費支給制度の通院の対象年齢の拡充、小学校・総合支援学校へのスクールカウンセラーの配置拡大など、子育て環境の充実を図った。また、高齢者の見守り活動を強化するため、全ての地域包括支援センターの体制を拡充するとともに、前立腺がん検診、成人用肺炎球菌ワクチン予防接種を新たに実施するなど、誰もが住み慣れた地域で、いきいきと健やかに生活できるよう福祉、医療、教育の一層の充実を図ることとした。

更に、東日本大震災の教訓を踏まえ、喫緊の課題である防災対策に特に力を注いだ。新たに原子力災害対策編を策定するなど地域防災計画の見直しや避難所運営マニュアルの策定、災害時要援護者支援策の推進など、昨年12月にまとめられた防災対策の総点検結果を直ちに具体化しよう努めた。また、緊急性の高い橋りょうの耐震補強及び老朽化修繕の5年以内完了に向けて22橋に着手するほか、市営住宅などの公共施設の耐震化の促進を図った。加えて、小中学校体育館の防災機能の強化に着手するとともに、新たに、まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業や民間社会福祉施設への耐震アドバイザー派遣事業を創設するなど、生活基盤の震災対策を加速することとした。

また、京都ならではの地域力を活かした協働型のまちづくりを推進するため、「区民提案・共汗型まちづくり支援制度」を創設するなど、参加と協働による区のまちづくりを進めていくこととした。

さらに、市民協働発電制度の創設などの環境にやさしい循環型社会の構築や、京都會館の再整備などの文化芸術の振興に取り組み、岡崎地域、下京区西部エリアの活性化にも力を注ぐなど、京都ならではの地域の魅力の向上に努めた。また、「歩くまち・京都」総合交通戦略の推進や、JR奈良線複線化に係る調査、栗尾バイパス整備などの未来の京都への先行投資にも取り組むこととした。

(エ) 全会計を見据えた連結の視点の重視

特別会計、公営企業会計では、市バス事業への補助金を計画以上に削減し地下鉄への支援を拡大するなど、財政面における連結の視点は勿論のこと、政策面においても一般会計との連携を強化し、全市を挙げて、重要課題の推進に努めた。特別会

計では、雇用対策事業として 61 事業 18 億円を予算化し、932 人の雇用を確保するほか、国民健康保険事業では、前期高齢者交付金などの財源確保とともに、医療費適正化の取組の強化など、経費の節減に努めることにより、医療分・後期高齢者支援分・介護納付金分の全ての保険料率の据置きを図ることができた。

公営企業会計では、水道事業において、引き続き、鉛製給水管の解消に向けて取組を進めるとともに、洛西地域における配水管の腐食対策に 10 億円を計上し、25 年度までに完了させるほか、下水道事業においては、広域避難場所へのマンホールトイレの整備など地震対策を拡充したところである。

また、市バス事業においては、お客様の利便性向上に向けたダイヤ編成に取り組み、観光系統の充実や水族館開業に合わせた運行充実を図るほか、地下鉄事業においては、駅ナカビジネスの更なる拡大に取り組むとともに、烏丸線の可動式ホーム柵の基本設計に着手していく。

(ウ) 府市協調の推進

京都府と京都市が密接に連携を図り、相互に協力する「府市協調」の取組を一層進化させ、子ども医療の充実や福祉医療における訪問看護への制度拡充、京都府南警察署の移転新築をはじめ、徹底した政策の融合と二重行政の打破により、オール京都が一体となり、政策の推進に努めた。

ウ 財政構造改革の推進

(ア) 財政運営の目標、予算配分の日安額の遵守

政策の推進と財政構造の抜本的な改革を両立させるため、

①人員削減などによる総人件費の削減、市債残高縮減のための公共投資の規模の抑制など歳入歳出の主要な 4 分野ごとに実施計画骨子で定めた財政運営の目標を遵守し、

②局横断的な予算枠である政策的新規・充実事業予算枠、給与費枠、投資枠、消費等枠のいずれにおいても、予算編成通知で定めた予算配分の日安額の範囲内で予算を編成することにより、

98 億円に上る財源を捻出した。

(イ) 財源の年度間調整

加えて、23 年度における市民税法人分の増収等による黒字見込み 61 億円を活用し、23 年度の公債償還基金の取崩（28 億円）を全額回避したうえで、残る 33 億円を都市計画事業基金の活用により 24 年度予算の財源とした。

(ウ) 特別の財源対策

24 年度の財源不足額については、固定資産税の評価替えの影響等により一般財源収入総額が前年度に比べ減少する一方、社会福祉関係経費の自然増が見込みを上回ったことにより、23 年度より拡大したものの、財政運営の目標及び予算配分日安額の遵守や年度間を通じた財源の確保により、特別の財源対策の活用額は 96 億円となり、昨年 10 月の中期財政収支見通しの想定（概ね 100 億円程度）内に留めることが

できた。

(エ) 市債発行額及び市債残高

市債については、橋りょうの耐震化や公共施設の長寿命化、将来の京都発展のための基盤整備などに必要な予算を確保したうえで、臨時財政対策債を除く実質的な市債の新規発行を前年度並みに留めたことにより、一般会計の実質市債残高を前年度比 149 億円の減とした。

(オ) 全会計を通じた財政健全化

連結ベースでの財政健全化に向けて、経営健全化計画を推進中の市バス・地下鉄両事業において、引き続き、利便性の向上とコスト削減に努めるとともに、一般会計から市バス事業への任意補助金を計画以上に削減して地下鉄事業への支援を拡大し、経営健全化計画で 25 年度までに見込んでいた地下鉄の料金改定を見送ることができた。

また、24 年度予算における資金不足比率は、経営健全化計画を上回る改善となり、市バス事業では 28.2% (11.2 ポイントの改善)、地下鉄事業では 64.1% (32.8 ポイントの改善) となった。

併せて、全会計合計の実質市債残高について一層の削減を図り、前年度から 223 億円の減、ピーク時から約 2,000 億円の減 (約 1 割の減) とし、将来世代の負担軽減に努めた。

エ 政策と財政構造改革の一体的推進

以上のとおり、24 年度予算においては、財政運営の目標及び予算配分目安額をすべて達成し、特別の財源対策について概ね 100 億円程度に留めることができた。かつ市債残高についても、全会計、一般会計共に大幅な減とし、財政構造改革を強力に推進した。併せて、「はばたけ未来へ！ 京プラン」実施計画骨子に掲げるリーディング事業の 90%を予算化し、政策の推進と財政構造の抜本改革を一体として推進する予算とすることができた。

オ 地方財政対策と大都市税財政制度

平成 24 年度の地方財政計画においては、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税と地方一般財源総額は、ともにほぼ前年度並みに据え置かれた。

実施計画骨子に示しているとおり、特別の財源対策に依存しない、景気変動にも耐えうる安定した財政構造の確立は①実施計画骨子の重点戦略の推進により、都市の魅力を高め、担税力を強化する取組、②総人件費の削減や公共投資の抑制、消費的経費の見直しなど、歳出構造改革の取組、③大都市税財源の拡充や国における社会保障と税の一体改革など、地方税財政制度の充実の取組の三つの取組が一体となってはじめて成し得るものである。

このため、国と地方の役割分担の抜本的な見直しと、その役割分担に応じた地方税財源の拡充、とりわけ、大都市の実態に即応した税財政制度の確立に向けて、他の政令指定都市とも共同して、積極的に提言を行っていくこととした。

(2) 予算の規模

このような方針の下に編成した平成 24 年度当初予算の規模は、次のとおりとなった。

| 区 分 | 金 額 | 対 前 年 度 比 較 (%) |
|-------------|--------------------|-----------------------|
| 一 般 会 計 | 7,381 億 12 百万円 | △83 億 63 百万円 (1.1%減) |
| 特 別 会 計 | 6,982 億 96 百万円 | 748 億 74 百万円 (12.0%増) |
| 公 営 企 業 会 計 | 2,767 億 25 百万円 | 292 億 39 百万円 (11.8%増) |
| 全 会 計 合 計 | 1 兆 7,131 億 33 百万円 | 957 億 50 百万円 (5.9%増) |

(3) 市会の審議と予算の成立

平成 24 年度当初予算その他関連議案は、第 1 回市会（定例会）に提案され、2 月 20 日に市長の提案説明が行われ、2 月 26 日、27 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 16 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 27 日に予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

予算特別委員会では、2 月 28 日の環境政策局（第 1 分科会）、都市計画局（第 2 分科会）、消防局（第 3 分科会）を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 12 日、13 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 22 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 22 日の最終本会議において、24 年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

なお、予算の可決に際し付された付帯決議は、次のとおりである。

議第 1 号 平成 24 年度京都市一般会計予算

- 今後の公共工事の入札・発注については、市長マニフェストの重要施策の一つとしての「市内企業の受注と雇用の拡大、地域経済の活性化を目指して公契約基本条例を制定すると同時に入札制度を改革する」を実行するためにも、従来のような大手ゼネコン発注に傾倒しがちであった方法を改め、京都市内企業がより多く受注できる方法を採用すること。
特に経済効果が期待される巨額物件については、可能な限り府や他都市が採っているものと同様な方法にするとともに、設計図書（発注仕様書）には、市内に本社や工場が所在する事業者から施設・資材・技術を含めて調達するよう努めなければならないことを明記すること。
- 東日本大震災後、再生可能エネルギーが脚光を浴びている。本市も平成 24 年度に再生可能エネルギーの推進を一層充実することとしている。ただ、温室効果ガスの排出を抑制するためには、スマートシティ実証実験などの取組に加え、エネルギーを高効率に使用する省エネ政策を推進すべきである。
- 全国的に土地の先行取得は減少してきており、土地開発公社の役割は失われつつある。

そのため、千葉市、大阪市をはじめ、各政令市では土地開発公社の整理が進められている。国もこれら外郭団体の整理を促進させるために、平成 25 年度までの時限措置として第三セクター等改革推進債の発行を認めており、その支払利息の一部について、必要に応じて国が財政措置を講じることとなっている。本市においても京都市土地開発公社の存在意義は薄れており、平成 24 年度に行われる方針決定においては、組織の整理、縮小の方向で臨むこと。

- 4 京都市の校内暴力行為の発生件数は、小・中学校とも全国平均を大きく上回る。これら暴力行為について、関係機関と連携のうえ、抜本的な解決に向け目標を定め全力で取り組むこと。
- 5 今般、自主防災スーパーリーダーの養成の必要性については一定理解するところであるが、既に養成されたと言われている約 18,000 人の自主防災リーダーとの連携が明確に示されていない。各地域における自主防災スーパーリーダーと既存の自主防災リーダーとの連携を市民に分かりやすく説明し、訓練にもそれがいかされるよう組織を構築すること。
- 6 本市では約 34,000 人の認知症サポーターが養成されているものの、現場ではそれが十分にいかされているとは言えない状況である。多くのボランティアを養成するだけにとどまらず、行政との連携の下、活躍の場が広がるよう努めること。
- 7 有料指定袋収入は環境共生市民協働基金に繰り入れられており、有料化財源を効果的に活用するよう図られている。ごみの減量のための市民の努力に一層報いるよう、各事業への有料化財源の活用にあたっては環境政策局主導で明確な適用基準を定め、政策目的や内容によって適用事業を精査すること。

2 平成 23 年度決算

(1) 決算の概要

ア 一般会計

歳入歳出決算額

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|--------------|----------------|---|
| 歳 入 総 額 | 7,535 億 94 百万円 | |
| 歳 出 総 額 | 7,480 億 11 百万円 | |
| 歳入歳出差引額 | 55 億 83 百万円 | |
| 翌年度へ繰り越すべき財源 | 41 億 78 百万円 | [繰越事業費] 118 億 80 百万円 [未収入特定財源] 77 億 02 百万円 |
| 実 質 収 支 | 14 億 05 百万円 | 平成 22 年度 7 億 31 百万円 平成 21 年度 △10 億 51 百万円 |
| 単 年 度 収 支 | 6 億 74 百万円 | 平成 23 年度実質収支 - 平成 22 年度実質収支 |

(ア) 23年度における主要施策の推進

23年度においては、引き続き厳しい財政状況の下にあっても、市民の安心・安全をしっかりと支えつつ、京都の未来への展望を切り拓くため、政策判断を一層重視した全市的観点からの新たな予算編成を行い、「市民のいのちと暮らし、安心・安全を支える施策」、「地球温暖化対策・低炭素社会の構築」、「歩いて楽しいまちの実現」、「未来の京都への先行投資、歴史都市京都の新たな魅力の創出」を重点課題として施策の推進に取り組んだ。

主要な施策としては、保育所16箇所、395人分の整備をはじめとする保育サービスの充実や初妊婦等に対する訪問相談など子育て支援の充実、特別養護老人ホーム4箇所、116人分の整備など介護基盤の充実、延べ2,180人の雇用創出（雇用対策事業特別会計）、経営支援緊急融資の創設など、生活、雇用、経営に関するセーフティネットを一層強化した。更に、京都経済の一層の活性化を図るため、知恵産業推進事業や観光振興に取り組んだほか、旧コミュニティセンターを転用した第2児童福祉センターの整備、小学校跡地を活用した総合支援学校の増収容対策、京都会館の再整備や動物園構想の推進をはじめとする岡崎地域の活性化、梅小路公園の再整備など、地域資源と既存インフラの活用を推進した。

また、東日本大震災の被災地及び被災者に対する機動的で、かつきめ細かな支援を行うとともに、震災の本市経済への影響にしっかりと対応するため、被災地への職員派遣や救援物資、被災者向け住宅情報センターの開設など被災者の受入れや支援、中小企業金融対策預託金の増額による新規融資枠の増額など経済対策、京都市防災対策の総点検などにも取り組んだ。

(イ) 23年度決算の収支

23年度決算の収支は、人件費の削減などの行財政改革努力を継続したことや、臨時財政対策債を含む実質的な地方交付税について前年度に引き続き1,000億円台を確保したことに加え、徴収率が97.0%から97.2%に向上したこと等により市税収入が増加したことなどから、7億円の単年度黒字、14億円の実質（累積）黒字となった。

歳出面では、最大限の努力を行った人件費の削減について、19年度から23年度までに、未来まちづくりプランに掲げた1,300人の職員削減の目標を上回る1,444人を削減し、更に、23年度から24年度にかけても、市立芸術大学の公立大学法人化による98人の削減を含む343人を削減した。また、事務事業についても、23年度当初予算編成における26億円の見直しに加え、予算執行段階において徹底した経費の節減に取り組んだ。

歳入面では、市税について、市民税法人分や市たばこ税が増加し、また、区役所・支所と行財政局が一丸となった市税徴収率向上の取組を推進したことにより、22年度決算比34億円、1.4%増の2,486億円となり、3年ぶりに増加した。

また、地方交付税等については、最も金額の大きかった15年度決算の1,307億円から、20年度には506億円、38.7%減の801億円と大幅な減少となっていたが、国への積極的な要望活動等により2年連続で1,000億円台（23年度決算1,049億円）を確保することができた。

イ 特別会計

高齢化の進展等により、介護保険事業が対前年度比45億円、4.7%増加し、1,005億円となった。また、厳しい雇用情勢の中、国の緊急雇用対策事業の財源を最大限活用してフリーペーパーによる京都の伝統産業PRなど66事業を実施した雇用対策事業においても、前年度と比べ、大幅な増加となった。

一方で、市北部の水道及び下水道事業の進ちょくに伴い、整備費が減少したことから、京北地域水道事業や特定環境保全公共下水道事業が、前年度に比べ、大きく減少している。

国民健康保険事業においては、国の補助金が、本来交付される額に比べて18億円過大に交付されたことなどから、単年度収支が27億円の黒字となり、累積赤字は37億円に縮小したが、過大交付分については、24年度に返還する必要がある。

なお、23年4月の地方独立行政法人京都市立病院機構の設立に伴い、市立病院機構病院事業債特別会計を設置している。

ウ 公営企業会計

(ア) 水道事業

収入においては、景気の停滞や節水型社会の進展による水需要の減少傾向が続いていることから、水道料金収入が減少となり、総収入は減少した。一方、支出においては、減価償却費等が増加したものの、「中期経営プラン」に基づく職員給与及び物

件費の削減に加え、支払利息等の削減により、総支出を減少させた。この結果、純利益は6億92百万円と5年連続の黒字となり、このうち4億円を24年度の洛西地域における配水管腐食対策の財源とするため利益処分することとし、累積黒字は52億99百万円となった。また、当年度実質資金剰余額は1億10百万円と4年連続の黒字となった。

しかしながら、今後も水需要の減少傾向が続くなど、水道事業を取り巻く状況は厳しさを増すと見込まれる中、将来にわたって安全・安心な水道水を安定的に供給するためには、多額の経費が必要となる老朽化した配水管の更新をスピードアップする必要がある。

(イ) 公共下水道事業

収入においては、景気の停滞や節水型社会の進展による水需要の減少傾向が続いていることから、下水道使用料収入が減少となり、総収入は減少した。一方、支出においては、「中期経営プラン」に基づく職員給与費及び物件費の削減に加え、支払利息等の削減により、総支出を減少させた。この結果、純利益は36億25百万円と2年連続の黒字となり、この利益の全額は、資本的収支の資金不足額を補てんするため利益処分することとした。

また、污水处理経費が下水道使用料で賄えているかを表す当年度実質資金剰余額も8億74百万円と2年連続の黒字となった。

しかしながら、累積実質資金不足額が依然として22億24百万円の赤字となっており、水需要も水道事業と同様に減少傾向が続くなど、厳しい財政運営を迫られる中、地震対策をはじめとして、浸水対策、合流式下水道改善や、今後、増大する耐用年数を迎える施設等の改築・更新などの事業を着実に進めていく必要がある。

(ウ) 自動車運送事業

年度当初に東日本大震災の影響を受けたものの、お客様の利便性向上に向けたダイヤの充実に取り組んできた効果もあって、前年度並みの旅客数を確保し、運送収益も前年度並みの水準を維持した一方で、経営健全化計画に基づき一般会計からの任意補助金を削減したことなどにより、経常収入が減少した。しかしながら、経営健全化の取組を推進し、職員数の削減等による経常人件費の抑制やバス車両更新台数の抑制等のコスト削減に取り組んだことに加え、定年退職者数の減により退職手当が減少したことなどから、経常支出が減少し、経常損益は経営健全化計画の23年度見込みである13億円を大幅に上回る28億93百万円と9年連続の黒字となった。

また、資金不足比率は、前年度から11.5ポイント改善し、25.9%となった。

しかしながら、バス路線全74系統のうち、黒字系統は3分の1程度に過ぎず、残りの3分の2は赤字系統である。市民の大切な足であるこれら赤字系統を維持していくためにも、引き続き徹底したコストの削減と、お客様の利便向上を図り、安定した財政基盤の確立に努めていく必要がある。

(エ) 高速鉄道事業

ダイヤ改正や全庁を挙げた増収増客の取組に加え、地下鉄開業30周年事業の実施、

「コトチカ御池」のオープンなど駅ナカビジネスの拡大や、一昨年秋の駅周辺の大
型店舗の開業効果の通年化もあり、旅客数が増加するとともに、一般会計補助金の
増などにより、経常収入は前年度を上回った。また、支出面においては、駅職員の
一部民間委託化等のコスト削減に取り組んだことに加え、支払利息の減などにより、
経常支出が前年度を下回った。この結果、経常損益の赤字幅は前年度に比べ18億25
百万円改善し、67億49百万円の赤字となり、経営健全化計画の23年度見込みの110億
円の赤字を大幅に上回る収支改善を図ることができた。

また、現金収支（償却前損益）の黒字額が、前年度の43億7百万円から55億25百万
円に拡大したことから、資金不足比率は、18.4ポイント改善し、57.8%となった。

このように、現金収支の黒字が拡大し、経営健全化に強力に取り組んでいる地下
鉄事業であるが、依然として多額の資金不足を抱えている。経営健全化については
長期的視野に立って取り組む必要があり、引き続き、経営健全化計画に掲げた5万人
の乗客増加という目標の達成と、徹底したコスト削減や国への補助制度拡充の要望
などあらゆる努力を重ねる必要がある。

エ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

| | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|---------|--------|----------|---------|--------|
| 23 年度 | — | — | 13.7% | 237.2% |
| 22 年度 | — | 0.16% | 13.1% | 235.0% |
| 早期健全化基準 | 11.25% | 16.25% | 25.0% | 400.0% |
| 財政再生基準 | 20.00% | 30.00% | 35.0% | — |

資金不足比率

| | 自動車運送事業 | 高速鉄道事業 |
|-------|---------|--------|
| 23 年度 | 25.9% | 57.8% |
| 22 年度 | 37.4% | 76.2% |

【経過措置】

22 年度決算 35.00%
23 年度決算～ 30.00%

※経営健全化基準 20%

(2) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を第 4 回市会（9 月定例会）で行い、その結果、
決算 22 件はいずれも認定された。

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 3 号 平成 23 年度京都市一般会計歳入歳出決算

1 決算の審議において予算時に見込まれた内容や数量に大きな差異があると判明した事
業は、廃止を含め次年度の予算編成に際し、それを反映させること。

中でも、京都市キャンパス文化パートナーズ制度については、大学生が京都の文化に
直接触れる良い制度であるが、諸条件により制度を受けられない大学生も数多くある。
現事業の趣旨を実現させるためには、財政的な課題と共に、大学関係機関との連携を更

に深める必要があり、廃止も視野に入れながら、全ての大学生が参加できる新しい制度の構築に向け取り組むこと。

あわせて、京都三大祭の開催日は全ての大学に参加しやすい環境を作るよう求めることにより、より一層京都の大学生が文化に触れ合う機会を作るよう努めること。

2 決算実績報告においては、まず、当該年度の予算方針に対する結果を報告し、そのうえで各事業について市民にも分かりやすく報告すること。

3 家庭ごみ有料指定袋制の実施に伴う財源の活用については、決算実績報告書において明確にするとともに、各事業ごとについて市民に分かるよう工夫すること。

4 昭和 25 年に設立された京都市消防団協会は、昭和 23 年結成の京都市消防団と共に、京都市消防行政推進に今日までその役目を果たし、毎年本市から 4,900 万円の交付金を受けているが、その中から各支部への交付金（920 万円）、消防団及び分団への運営維持費（2,800 万円）及び福利厚生事業（平成 21 年導入、えらべるクラブ）への助成金（900 万円）については、交付の在り方を見直し、検討すること。

報第 21 号 平成 23 年度京都市水道事業特別会計決算

報第 22 号 平成 23 年度京都市公共下水道事業特別会計決算

防災・減災対策をはじめとする、耐用年数を経過した老朽管全体を含めた総合的な対策に取り組むこと。そのために、長期的に総事業量を見積もり、総合的な計画を策定し、次期経営計画に反映させること。

3 国の予算・施策に関する提案・要望行動

本市の平成 25 年度国家予算に関する要望については、国の理解と協力が必要な提案・要望として、京都の魅力に更なる磨きをかけ、都市格を高めるための提案・要望を中心に 6 政策 23 項目を取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 24 年 6 月に関係各省庁や地元選出国會議員への提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 25 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 25 年度）」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

ア 「平成 25 年度国の予算・施策に関する提案・要望」

〈6 月〉 関係省庁、京都府選出国會議員に提案・要望

イ 「平成 25 年度国の予算・施策に関する緊急提案・要望」

〈12 月、1 月〉 関係省庁、京都府選出国會議員に提案・要望

(2) 主な指定都市共同提案・要望

ア 「平成 25 年度国の施策及び予算に関する提案」

〈7 月〉 各市が分担して関係省庁に要請

イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 25 年度）」

〈11 月〉 税財政関係特別委員長会議※（11 月 1 日） ※京都市会は、経済総務委員会が担当
経済総務委員会等による党派別要望活動
（日本共産党：1 月 23 日）

ウ その他の主な要望・提言等

- ・「「地域自主戦略交付金」に関する指定都市市長会の緊急意見」（5 月 15 日）
- ・「地域主権改革の推進に向けた指定都市市長会意見」（7 月 20 日）
- ・「「地域自主戦略交付金」の国家予算確保に向けた要望」（8 月 31 日）
- ・「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての指定都市市長会要望」（10 月 18 日）
- ・「平成 25 年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請」（11 月 14 日）

第 5 京都市水垂埋立処分地における大規模太陽光 (メガソーラー) 発電所の稼働について

1 はじめに

本市では、平成 23 年 3 月に策定した「京都市地球温暖化対策計画」において、「エネルギー創出・地域循環のまち」を実現するために再生可能エネルギーの導入拡大を掲げており、さらに、平成 24 年 3 月に取りまとめた「はばたけ未来へ！京プラン 実行計画」において、「低炭素・循環型まちづくり戦略」のリーディング・プロジェクトとして「大規模太陽光（メガソーラー）発電所の設置」を具体的に掲げ、京都市水垂埋立処分地への誘致について検討を進めてきた。

このような状況の中、平成 24 年 2 月には、公募型プロポーザル方式により、大規模太陽光発電所の設置を希望する事業者の募集を行い、5 事業者から応募があったところ、京都市水垂埋立処分場大規模太陽光発電所設置事業者選定委員会(委員長:内藤正明 京都大学名誉教授)での審査を経て、3 月に事業者を決定した(代表企業:SB エナジー株式会社, 構成企業:株式会社京セラソーラーコーポレーション, 京セラコミュニケーションシステム株式会社)。

本事業において、事業者は大規模太陽光発電所の建設、運転管理及び売電事業を実施し、本市は当該発電所設置用地の提供を行っている。事業期間は、平成 24 年 3 月 6 日から平成 44 年 6 月 30 日までである。第 1 基は、国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度が始まった平成 24 年 7 月に運転を開始し、第 2 基は 9 月に運転を開始した。発電容量はいずれも 2.1MW (2,100kW) で、年間約 4,200MWh (420 万 kWh) の電力量(一般家庭の約 1,000 世帯分の年間電力消費量に相当)を発電することが可能であり、自立分散型のエネルギー供給体制の構築に寄与している。

なお、事業者募集時の提案に基づき、大規模太陽光発電所を災害時における非常用電源として利用できるようにしているほか、SB エナジー株式会社は、京都市立小学校への環境教育を実施するなどの社会貢献活動に取り組んでいる。

【参考】

水垂埋立処分地(拡張地 J, K 地区)(京都市伏見区淀樋爪町地内)については、平成 6 年度から焼却灰等の埋立処分を行ってきた施設であり、平成 11 年度末の埋立終了後は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項に規定する「最終処分場の廃止基準」を満たすための管理を実施しているが、現在も浸出水の排水処理や発生ガス対策などを継続している状況にあり、土地の活用が困難な状況にあるが、未利用地を有効活用するとともに、再生可能エネルギーの普及拡大に資する事業として、本事業に取り組んでいる。

2 資料

- (1) 京都市水垂埋立処分地大規模太陽光（メガソーラー）発電所見学資料
※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

- | | | |
|------------------|------|--------------------------|
| 平成 23 年 10 月 5 日 | 代表質問 | 太陽光発電の利用促進について |
| 平成 24 年 3 月 2 日 | 代表質疑 | 大規模太陽光（メガソーラー）発電所の設置について |

(2) 暮らし環境委員会

- | | |
|------------------|--|
| 平成 23 年 7 月 19 日 | 京都市水垂埋立処分地における大規模太陽光（メガソーラー） 発電所の設置についての質疑応答 |
| 平成 24 年 1 月 10 日 | 京都市水垂埋立処分地における大規模太陽光（メガソーラー） 発電所の誘致についての理事者報告及び質疑応答 |

第 6 山ノ内浄水場跡地における京都学園大学京都 太秦キャンパスの設置運営に関する基本協定締 結について

1 はじめに

山ノ内浄水場は、昭和41年11月の完成以来、主に市内西部地域の給水を担当してきたが、近年の水需要の減少を踏まえ、浄水場の施設規模の適正化を図るため、市内4箇所の浄水場を3箇所に再編成を行う中で、平成25年3月末に廃止することとなった。

山ノ内浄水場の跡地は、地下鉄東西線「太秦天神川駅」に隣接するなど、交通アクセスに優れた立地にあり、本市が所有する活用可能な用地の中でも最大規模で、極めてポテンシャルの高い用地である。

当該跡地の活用が、本市西部地域はもとより市全体の活性化や地下鉄増客に資するものとなるよう、その活用の方針について専門的な見地から審議いただくため、平成22年5月に、学識経験者や地元代表者等で構成する「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会」を設置した。

同委員会は、同年11月、「大学のまち京都」「学生のまち京都」の推進や周辺地域のにぎわい創出など高い政策効果や経済波及効果、緑豊かなオープンスペースの確保など周辺地域への配慮が見込まれることから、市民意見の募集を経て、本市に対し、跡地に立地を誘導する中核施設を大学とする等の方針案を、本市に答申した。これを受け、本市では、同年12月に、「京都市山ノ内浄水場跡地活用方針」を策定した。

この活用方針に基づき、平成23年9月から事業者を公募し、応募者の事業計画を、学識経験者や公認会計士等で構成する「京都市山ノ内浄水場跡地活用優先交渉事業者選定委員会」において、専門的な見地から審議いただいた結果を踏まえ、平成24年3月に、学校法人京都学園を優先交渉事業者に選定した。

その後、京都学園の事業計画が本市にとってより良いものとなるよう、本市と京都学園で協議を重ね、その内容について合意に至ったことから、同年8月に「京都市山ノ内浄水場跡地における京都学園大学京都太秦キャンパスの設置運営に関する基本協定」を締結し、京都学園を跡地活用事業者として決定した。

2 資料

- (1) 諮問書
- (2) 京都市山ノ内浄水場跡地活用方針案について（答申）
- (3) 京都市山ノ内浄水場跡地活用方針
- (4) 基本協定書の概要

- (5) 京都学園大学京都太秦キャンパス 事業計画概要 ～京都市山ノ内浄水場跡地活用事業～

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 19 年 11 月 20 日 代表質問 山ノ内浄水場の跡地活用

(2) 経済総務委員会

平成 22 年 5 月 21 日 山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会の設置について理事者報告及び質疑応答

平成 22 年 6 月 7 日 山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会についての質疑応答

平成 22 年 8 月 9 日 山ノ内浄水場跡地活用方針検討委員会についての質疑応答

平成 22 年 12 月 2 日 山ノ内浄水場跡地活用方針の策定についての理事者報告及び質疑応答

平成 23 年 9 月 5 日 山ノ内浄水場跡地活用優先交渉事業者の選定等についての理事者報告及び質疑応答

平成 23 年 10 月 24 日 山ノ内浄水場跡地の活用についての質疑応答

平成 24 年 1 月 10 日 山ノ内浄水場跡地の活用についての質疑応答

平成 24 年 7 月 9 日 山ノ内浄水場跡地の都市計画変更，基本協定の締結等についての質疑応答

平成 24 年 8 月 6 日 山ノ内浄水場跡地における京都学園大学京都太秦キャンパスの設置運営に関する基本協定の締結についての理事者報告及び質疑応答

第 7 「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」

創設について

1 はじめに

本市では、これまでから地方分権・地域主権の実現のため、市民に最も近い区役所・支所の役割が大変重要であるとの考えの下、区民のまちづくりに向けた自発的な取組や思いを、区役所・支所がしっかりと受け止め、スピーディーに具体化していくための自治体内分権の取組を積極的に進めるとともに、平成 23 年 1 月には、幅広い区民参加のもとで、区民の知恵を結集した「第 2 期各区基本計画」を策定した。

このような状況において、地域課題の解決や「自分たちのまちは、自分たちでつくっていく」という地域のまちづくりを、区長・担当区長を先頭に、区役所が柔軟かつスピーディーにしっかりと支えていく協働の仕組みづくりとして、地域主権時代にふさわしい、「区民の提案（※1）」と「共に汗する共汗型（※2）」のまちづくりを支援する新たな予算システム「京都ならではの地域力を活かした協働型まちづくり「区民提案・共汗型まちづくり支援事業予算」」を創設した。

また、幅広い区民の意見の聴取や区民ぐるみの課題の共有・実践を図る区民組織として、自治会組織、学識経験者、事業者、NPO 法人等の参加の下、各区の独自性を生かした区民まちづくり会議を設置し、各区基本計画の実現や地域課題の解決に取り組んでいる。

※1 区民提案型支援事業 55,708 千円（平成 24 年度予算）

区基本計画に掲げる区のビジョンの実現に向けて区民が自発的、自主的に企画、運営する事業を募集し、区民まちづくり会議等の選考により採択し、経費の一部を補助する「区民提案型支援事業」を各区において創設

※2 共汗型事業 154,392 千円（平成 24 年度予算）

区基本計画の実現や地域課題の解決に向けて、幅広い区民が参画する区民まちづくり会議における議論等を踏まえ、区民と各区役所が共汗して取り組む区民ぐるみの事業を「共汗型事業」として実施。なお、これまで地域住民と協働して取り組んできた区民ふれあいまつり等のふれあい事業についても本事業として実施している。

○平成 24 年度予算 各区・支所配分額（単位：千円）

| | 配 分 額 | | 配 分 額 |
|-----|--------|-----|---------|
| 北区 | 16,470 | 下京区 | 13,560 |
| 上京区 | 14,010 | 南区 | 14,760 |
| 左京区 | 21,160 | 右京区 | 25,500 |
| 中京区 | 15,260 | 西京区 | 22,360 |
| 東山区 | 12,140 | 伏見区 | 37,800 |
| 山科区 | 17,080 | 合計 | 210,100 |

2 資料

- (1) 平成 24 年度京都市予算事業概要（文化市民局）
- (2) 平成 24 年度京都市予算事業概要（各区役所・支所）

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

| | | |
|------------------|------|--------------------------|
| 平成 23 年 10 月 5 日 | 代表質問 | 区役所の権限強化について |
| 平成 23 年 12 月 1 日 | 代表質問 | 商店街の活性化に向けた区役所の役割について |
| 平成 23 年 12 月 1 日 | 代表質問 | 地域コミュニティの活性化に向けた区役所機能の強化 |
| 平成 24 年 3 月 2 日 | 代表質疑 | 区役所改革について（2 件） |
| 平成 24 年 3 月 2 日 | 代表質疑 | 区役所の権限強化について |

第 8 福祉避難所の事前指定等に係る協定の締結について

1 はじめに

本市では、災害発生時に避難生活において一定の配慮を要する方を対象とする「福祉避難所」の在り方について、本市と「京都市社会福祉施設連絡協議会」等の関係団体と検討及び協議を行い、福祉避難所として利用可能な施設の調整を行ってきた。

この結果、平成 24 年 4 月に、市内の社会福祉施設を運営する法人等と福祉避難所の事前指定に係る協定を締結し、社会福祉施設 107 箇所を事前指定する運びとなった。

また、平成 25 年 1 月には、災害時の子どもの一時預かり等の協力についても、社団法人京都市保育園連盟、公益社団法人京都市児童館学童連盟、京都児童養護施設長会及び京都母子生活支援施設協議会との間で協定を締結するとともに、福祉避難所の事前指定に係る協定締結先についても、56 箇所増加した。

2 資料

- (1) 福祉避難所の事前指定等に係る協定の締結について(平成 24 年 4 月 24 日付け広報資料)
 - (2) 福祉避難所を知っていますか？(市民向け周知チラシ)
 - (3) 災害時における子どもの一時預かり等の協力及び福祉避難所の事前指定に関する協定締結式の開催について(平成 25 年 1 月 10 日付け広報資料)
- ※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 24 年 10 月 2 日 代表質問 災害時の受け皿としての福祉施設の増設

(2) 教育福祉委員会

平成 24 年 4 月 25 日 福祉避難所の事前指定等に係る協定の締結についての質疑応答

平成 24 年 10 月 19 日 福祉避難所についての質疑応答

第 9 まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業について

1 はじめに

本市では、平成 24 年度から、地震から市民の命や住まいを守り、安心安全な住まいづくりを促進するため、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅を対象とする新たな助成制度「まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業」を開始した。本制度は、耐震性が確実に向上する改修工事をあらかじめメニュー化することで、市民にとって、より分かりやすく、手続きが簡単で、費用負担が少ない新たな耐震改修助成制度である。主な工事メニューは、建物の健全化、屋根の軽量化、建物の四隅への耐震壁設置、床面等の強化及びシェルターの設置で、併せて外壁修繕等の付帯工事を行う場合は、付帯工事も助成対象となる。また、施工業者は、京都市内に本店又は主たる事業所を置く事業者に限定した。

平成 24 年度は、当初予算で 500 件程度の助成を予定していたが、好評により早々に予定件数が終了したため、9 月市会において、新たに補正予算を確保し、制度を一部見直したうえで募集を再開した。平成 25 年度においても、引き続き事業を継続している。

2 資料

- (1) 市民しんぶん（第 840 号 平成 24 年 4 月 1 日）
- (2) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業の御案内
- (3) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業の御案内（追加募集版）
- (4) まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業の御案内（平成 25 年度版）

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 24 年 3 月 1 日 代表質疑 耐震改修助成制度

平成 24 年 5 月 17 日 代表質問 木造住宅の耐震化促進

平成 24 年 9 月 28 日 補正予算議案に対する予算特別委員会修正案可決

議員報酬の削減により生じた 7,900 万円を活用して、京町家・木造住宅の耐震改修に係る支援事業の経費を更に 2,000 万円増額するとともに、通学路の安全対策に係る財源の更正を行い、市債を 5,900 万円減額するもの。自民党、共産党、民主・都みらい、公明党が賛成討論を行った。

(2) まちづくり委員会

- | | |
|-------------------|-------------------------------------|
| 平成 23 年 6 月 9 日 | 住宅耐震化促進事業についての質疑応答 |
| 平成 23 年 12 月 22 日 | まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業についての質疑応答 |
| 平成 24 年 1 月 12 日 | まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業についての質疑応答 |
| 平成 24 年 4 月 26 日 | まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業についての質疑応答 |
| 平成 24 年 6 月 7 日 | 耐震改修の助成制度についての質疑応答 |
| 平成 24 年 7 月 12 日 | まちの匠の知恵を活かした京都型耐震リフォーム支援事業についての質疑応答 |
| 平成 24 年 11 月 8 日 | 耐震改修の状況についての質疑応答 |

第 10 通学路の安全確保に向けた取組について

1 はじめに

本市では、平成 24 年 4 月、東山区大和大路通及び亀岡市篠町で相次いで発生した交通事故を受け、通学路の安全確保に向けた取組を実施した。この取組は、市内の全小学校を対象に実施した緊急総点検の結果を基に、行政区ごとに設置している「土木事務所・警察署道路交通連絡会議」に、区役所や教育委員会の参画も得て、要対策箇所を洗い出し、取り組んだものである。

まず、平成 24 年 8 月末までに、第 1 次対策として、緊急に対応が必要な対策や速やかに実施可能な対策について、2,380 箇所のハード対策を完了し、通学路等の変更、見守り活動の充実、交通安全指導の充実、家庭・地域との連携による取組の充実等のソフト対策を実施した。その後、平成 24 年 9 月からは、第 2 次対策として、通学路の安全度をより高めるため、補正予算により財源を確保し、学校周辺における安全対策や歩道整備等の道路改良といったハード対策を実施するとともに、引き続き見守り活動や交通安全指導の充実などソフト対策にも取り組んでいる（平成 25 年 5 月末完了）。

2 資料

「通学路の安全確保に向けた取組結果について」（まちづくり委員会資料）

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

平成 24 年 5 月 17 日 代表質問

平成 24 年 9 月 28 日 補正予算議案に対する予算特別委員会修正案可決

議員報酬の削減により生じた 7,900 万円を活用して、京町家・木造住宅の耐震改修に係る支援事業の経費を更に 2,000 万円増額するとともに、通学路の安全対策に係る財源の更正を行い、市債を 5,900 万円減額するもの。自民党、共産党、民主・都みらい、公明党が賛成討論を行った。

(2) まちづくり委員会

平成 24 年 4 月 26 日 通学路の安全対策についての質疑応答

平成 24 年 4 月 26 日 通学路の安全確保に向けた取組についての質疑応答

平成 24 年 6 月 7 日 通学路の安全対策についての質疑応答

平成 24 年 6 月 21 日 通学路の安全対策についての質疑応答

平成 24 年 7 月 12 日 通学路の安全対策についての質疑応答

平成 24 年 9 月 6 日 通学路の安全確保に向けた取組についての質疑応答

第 11 交通事業経営健全化に向けた増収増客の取組 について

1 はじめに

本市交通事業を取り巻く経営環境は、非常に厳しい状況にある中、本市では、これまで、数時にわたる経営健全化に取り組んできたものの、平成 20 年度決算において、自動車運送事業及び高速鉄道事業のいずれも、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づく資金不足比率が経営健全化基準を上回ったため、同法に定める経営健全化団体となった。そのため、平成 22 年 3 月には、財政健全化法に基づく新たな経営健全化計画として、京都市高速鉄道事業経営健全化計画及び京都市自動車運送事業経営健全化計画を市会の議決を経て策定した。

平成 24 年 11 月には、これまでの 3 年間の進ちよく状況を踏まえ、今後 4 年間の基本方針と重点取組を明確にするため「京都市交通局市バス・地下鉄中期経営方針」を策定し、自動車運送事業においては、一般会計からの任意補助金に頼らない自立した経営を、また、高速鉄道事業においては、将来にわたって安定的に運営し続けることを目指している。

ここでは、平成 24 年に実施した増収増客の取組について、資料を掲載する。

2 資料

(1) 「京都市公営交通 100 周年記念」

ア ～京都市公営交通 100 周年記念事業～「京都市公営交通 100 周年記念フェスタ」の開催について

イ 「京都市公営交通 100 周年記念フェスタ」のイベント内容が決まりました！

(2) 平成 24 年 3 月実施予定の市バス新運転計画等について

(3) 地下鉄京都駅「kotochika（コトチカ）京都」北改札口エリアの開業について

※市会ホームページで御覧いただけます。

3 市会の動き

(1) 本会議

| | | |
|------------------|------|---------------------------|
| 平成 24 年 3 月 1 日 | 代表質疑 | 市バス・地下鉄事業の取組 |
| 平成 24 年 3 月 1 日 | 代表質疑 | 地下鉄事業の経営健全化の取組と可動式ホーム柵の設置 |
| 平成 24 年 3 月 1 日 | 代表質疑 | 左京区役所の交通アクセス |
| 平成 24 年 10 月 1 日 | 代表質問 | 地下鉄・市バス事業の取組と今後の展開 |
| 平成 24 年 10 月 1 日 | 代表質問 | 駅ナカビジネスの今後の展開 |

| | | |
|-------------------|------|--------------------|
| 平成 24 年 11 月 30 日 | 代表質問 | 地下鉄の増客対策 |
| 平成 24 年 11 月 30 日 | 代表質問 | 地下鉄事業に対する国の補助制度の改善 |
| 平成 24 年 11 月 30 日 | 代表質問 | 地下鉄烏丸線におけるホームドアの設置 |

(2) 交通水道消防委員会

| | | |
|-------------------|--|--|
| 平成 24 年 1 月 13 日 | | 経営健全化計画に定める平成 25 年度までの地下鉄運賃改定の先送りについての理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 24 年 1 月 13 日 | | 地下鉄京都駅の新たなにぎわい空間「Kotochika 京都」の概要と待ち合わせ空間の愛称募集についての理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 24 年 1 月 13 日 | | 平成 24 年 3 月実施予定の市バス新運転計画等についての理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 24 年 7 月 13 日 | | 平成 24 年度 第 1 回京都市地下鉄 5 万人増客推進本部会議についての理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 24 年 9 月 7 日 | | 市バス旅客流動調査（平日調査）の結果について（速報）の理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 24 年 11 月 9 日 | | 京都市交通局 市バス・地下鉄中期経営方針の策定についての理事者報告及び質疑応答 |
| 平成 24 年 12 月 19 日 | | 便利でわかりやすい市バス路線・ダイヤの編成に向けた取組についての理事者報告及び質疑応答 |

資 料

第1 平成24年 市会本会議・常任委員会等開会数一覧

| 本 会 議, 市 会 運 営 委 員 会 等 | | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|-----|---------|--|
| | 1 月 | 2 月 | 3 月 | 4 月 | 5 月 | 6 月 | 7 月 | 8 月 | 9 月 | 10 月 | 11 月 | 12 月 | 計 | 備考(内数) | |
| 本会議 | | 1 | 3 | | 4 | | | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | 18 | | |
| 市会運営委員会 | | 6 | 5 | | 9 | | 1 | 4 | 4 | 3 | 6 | 3 | 41 | 理事会 20回 | |
| 常 任 委 員 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済総務委員会 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 22 | 実地視察 1回 | |
| くらし環境委員会 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 20 | 実地視察 1回 | |
| 教育福祉委員会 | 1 | 1 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 3 | 2 | 22 | 実地視察 1回 | |
| まちづくり委員会 | 1 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 2 | 19 | 実地視察 2回 | |
| 交通水道消防委員会 | 1 | 1 | 3 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 19 | 実地視察 2回 | |
| 計 | 5 | 5 | 15 | 9 | 9 | 10 | 9 | 6 | 5 | 10 | 9 | 9 | 101 | | |
| 予 算・決 算 特 別 委 員 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 予算 特別委員会 | | 8 | 20 | | 8 | | | | | 6 | | 6 | 3 | 51 | 第1小委員会5回 第2小委員会4回 第1分科会10回 第2分科会9回 第3分科会9回 |
| 決算 特別委員会 | | | | | | | | | | 4 | 20 | | | 24 | 第1分科会7回 第2分科会6回 第3分科会6回 |
| 計 | | 8 | 20 | | 8 | | | | | 10 | 20 | 6 | 3 | 75 | |
| 市 会 改 革 推 進 委 員 会 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 市会改革 推進委員会 | 1 | 1 | 2 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 12 | | |

第2 平成24年 請願等受理及び処理件数一覧

| 区 分 委員会別 | | 請 願 | | | | | | | | 陳情 受理 件数 | |
|-----------------------------|------------|---------|----|-----|---------|-----|------|-----|-----|----------------|-----|
| | | 受 理 件 数 | | | 処 理 件 数 | | | | | | 継 続 |
| | | 繰越し | 新 | 計 | 採択 | 不採択 | 審議未了 | 取下げ | 計 | | |
| 1/1 s 3/27 (前任期) | 経済総務 | 47 | 0 | 47 | 0 | 46 | 0 | 1 | 47 | 0 | 0 |
| | くらし環境 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 |
| | 教育福祉 | 30 | 6 | 36 | 0 | 29 | 6 | 1 | 36 | 0 | 1 |
| | まちづくり | 4 | 1 | 5 | 4 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 0 |
| | 交通水道 消防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 計 | 82 | 7 | 89 | 4 | 75 | 6 | 3 | 88 | 1 | 2 |
| 5/14 s 12/31 (今任期) | 経済総務 | 0 | 7 | 7 | 0 | 7 | 0 | 0 | 7 | 0 | 4 |
| | くらし環境 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 |
| | 教育福祉 | 0 | 5 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 4 |
| | まちづくり | 1 | 5 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 | 6 | 0 | 0 |
| | 交通水道 消防 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 30 |
| | 計 | 1 | 18 | 19 | 6 | 7 | 0 | 1 | 14 | 5 | 44 |
| 通年合計 | | 83 | 25 | 108 | 10 | 82 | 6 | 4 | 102 | 6 | 46 |

第3 平成24年 市会本会議における議案審議件数一覧

| 会 期 | 区 分 | 議員提出議案 | | | | 市長提出議案 | | | | | 合 計 | |
|------------------|-----------------|--------|-------|---------|-------|--------|-----|-----|-----|-------|-----|-----|
| | | 条 例 | 意 見 書 | 決 議 議 案 | そ の 他 | 小 計 | 条 例 | 予 算 | 決 算 | そ の 他 | | 小 計 |
| 第 1 回市会 (定例会) | 2/22 ~3/15 | 3 | 13 | | | 16 | 43 | 30 | | 31 | 104 | 120 |
| 第 2 回市会 (定例会) | 5/16 ~5/30 | | 11 | | | 11 | 8 | 4 | | 15 | 27 | 38 |
| 第 3 回市会 (臨時会) | 8/2 | | | | | | | | | | | |
| 第 4 回市会 (定例会) | 9/27 ~10/31 | | 10 | 2 | | 12 | 19 | 2 | 22 | 12 | 55 | 67 |
| 第 5 回市会 (定例会) | 11/25 ~12/12 | 1 | 2 | | | 3 | 16 | 2 | | 19 | 37 | 40 |
| 合 計 | | 4 | 36 | 2 | | 42 | 86 | 38 | 22 | 77 | 223 | 265 |
| 審議結果 | 可決※1 | 2 | 29 | 2 | | 33 | 86 | 37 | | 75 | 198 | 231 |
| | 認定※2 | | | | | | | | 22 | 2 | 24 | 24 |
| | 修 正 | 1 | | | | 1 | | 1 | | | 1 | 2 |
| | 繼 続 | | | | | | | | | | | |
| | 否 決 | 1 | 7 | | | 8 | | | | | | 8 |
| | 撤 回 | | | | | | | | | | | |

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている（修正案は件数に含めていない。）。

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成24年 月別・

| 分類 | 1 月 | 2 月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | |
|-----------------------|----------|-----|----|----|----|----|----|----|---|
| 00 総 記 | | 2 | 3 | 1 | | | | | |
| 10 哲 学 | | | | | | | | | |
| 20 歴史・地理 | 1 | | | | | | 1 | | |
| 3 社 会 科 学 | 0 総 記 | | 2 | | | | | | |
| | 1 政 治 | | 1 | 2 | 4 | 1 | | 2 | |
| | (18)地方自治 | 3 | 8 | 8 | 6 | 5 | 4 | 11 | 4 |
| | 2 法 律 | | 1 | 1 | | 1 | 3 | 1 | 1 |
| | 3 経 済 | 2 | | | | | 1 | 2 | |
| | 4 財 政 | | 3 | 3 | | 1 | 2 | 6 | 4 |
| | 5 統 計 | | | | 1 | 3 | | 1 | |
| | 6 社 会 | 6 | 6 | 6 | 1 | 6 | 4 | 5 | 5 |
| | 7 教 育 | | | | | | 1 | | |
| | 8 風俗・習慣 | | | | | | 11 | | |
| 9 国防・軍事 | | | | 1 | 1 | | | 1 | |
| 小 計 | 11 | 21 | 20 | 13 | 18 | 26 | 26 | 17 | |
| 40 自然科学 | | | | | | | | | |
| 50 工 学 | | 1 | 1 | 1 | 3 | | 4 | 2 | |
| 60 産 業 | 1 | 1 | 1 | 2 | | 2 | 1 | | |
| 70 芸 術 | | | | | | 1 | | | |
| 80 語 学 | | | | | | | | | |
| 90 文 学 | | | | | | | | | |
| *別置図書 | 15 | 8 | 9 | 9 | 6 | 4 | 5 | 10 | |
| 合 計 | 28 | 33 | 34 | 26 | 27 | 33 | 37 | 29 | |
| 除 籍 冊 数 | | | | | | | | | |

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 図書増加数一覽

(単位：冊)

| 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 受入数 合 計 | 除 籍 合 計 | 差 引 増加数 | 23年末蔵 書数 | 24年末蔵 書数 |
|----|-----|-----|-----|------------|------------|------------|-------------|-------------|
| | 1 | 1 | | 8 | 87 | ▲ 79 | 888 | 809 |
| | | | | 0 | 8 | ▲ 8 | 736 | 728 |
| | | | | 2 | 138 | ▲ 136 | 2,229 | 2,092 |
| | 1 | | 1 | 4 | 29 | ▲ 25 | 472 | 447 |
| | 3 | 1 | 2 | 16 | 43 | ▲ 27 | 1,857 | 1,830 |
| 2 | 9 | 8 | 8 | 76 | 52 | 24 | 2,935 | 2,959 |
| 1 | | | 1 | 10 | 55 | ▲ 45 | 3,076 | 3,031 |
| | 1 | 1 | 2 | 9 | 13 | ▲ 4 | 1,594 | 1,590 |
| 2 | 1 | 3 | 1 | 26 | 29 | ▲ 3 | 1,585 | 1,582 |
| 2 | | | 1 | 8 | 0 | 8 | 213 | 221 |
| 5 | 2 | 4 | 2 | 52 | 52 | 0 | 2,268 | 2,268 |
| | 2 | | | 3 | 6 | ▲ 3 | 701 | 698 |
| | | | | 11 | 7 | 4 | 228 | 232 |
| | | | | 3 | 2 | 1 | 72 | 73 |
| 12 | 19 | 17 | 18 | 218 | 288 | ▲ 70 | 15,001 | 14,931 |
| | 1 | 1 | | 2 | 17 | ▲ 15 | 408 | 393 |
| | 4 | 4 | 1 | 21 | 20 | 1 | 1,011 | 1,012 |
| 3 | | | | 11 | 8 | 3 | 799 | 802 |
| | | | | 1 | 9 | ▲ 8 | 419 | 411 |
| | | | 2 | 2 | 14 | ▲ 12 | 236 | 224 |
| | | | | 0 | 8 | ▲ 8 | 443 | 435 |
| 3 | 14 | 7 | 2 | 92 | 89 | 3 | 2,349 | 2,352 |
| 18 | 39 | 30 | 23 | 357 | | | | |
| | 686 | | | | 686 | ▲ 329 | 24,519 | 24,190 |

第5 平成24年 月別・分類別

| 分類 | 1 月 | 2 月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | |
|-----------------------|-----------|-----|----|----|----|----|----|---|
| 00 総 記 | | | | | | | | |
| 10 哲 学 | | | | | 1 | | | |
| 20 歴 史・地 理 | 4 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | | |
| 3 社 会 科 学 | 0 総 記 | | | | 1 | | | |
| | 1 政 治 | | 1 | 11 | | 2 | 1 | |
| | (18) 地方自治 | 3 | 9 | 5 | 5 | 13 | 9 | 3 |
| | 2 法 律 | 1 | 2 | 4 | 1 | 1 | | 3 |
| | 3 経 済 | | | | | 2 | 2 | |
| | 4 財 政 | | 2 | | 1 | | 1 | 7 |
| | 5 統 計 | | | 1 | | | 1 | |
| | 6 社 会 | | 12 | 3 | 3 | 2 | 1 | 1 |
| | 7 教 育 | | | | | | 1 | 1 |
| | 8 風俗・習慣 | | | | | | | |
| 9 国防・軍事 | | | | | | | | |
| 小 計 | 4 | 26 | 24 | 10 | 21 | 16 | 15 | |
| 40 自然科学 | | | | | | | | |
| 50 工 学 | 1 | | 2 | 5 | 6 | 3 | 2 | |
| 60 産 業 | 2 | 2 | 1 | 3 | 1 | 1 | | |
| 70 芸 術 | | | | | | | | |
| 80 語 学 | 1 | | | | | 1 | | |
| 90 文 学 | | | | | | | | |
| * そ の 他 | 17 | 13 | 12 | 4 | 4 | | 6 | |
| 合 計 | 29 | 42 | 41 | 25 | 36 | 22 | 23 | |

(*その他：雑誌，白書，その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覧

(単位：冊)

| 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 24 合 年 計 | 23 合 年 計 | 増△減 |
|----|----|-----|-----|-----|-------------------|-------------------|-------|
| | | | | | 0 | 1 | ▲ 1 |
| | | | | | 1 | 1 | 0 |
| 9 | 5 | 3 | 3 | | 34 | 26 | 8 |
| 1 | 8 | 1 | | 1 | 12 | 6 | 6 |
| 2 | | 4 | | 6 | 27 | 14 | 13 |
| 5 | 4 | 3 | 2 | 2 | 63 | 92 | ▲ 29 |
| 6 | | | 4 | | 22 | 56 | ▲ 34 |
| | | | | | 4 | 22 | ▲ 18 |
| 2 | | | | | 13 | 24 | ▲ 11 |
| | | 3 | 1 | | 6 | 5 | 1 |
| 12 | | 2 | | 1 | 37 | 43 | ▲ 6 |
| | | 3 | | | 5 | 11 | ▲ 6 |
| | | | | | 0 | 0 | 0 |
| | | | | | 0 | 6 | ▲ 6 |
| 28 | 12 | 16 | 7 | 10 | 189 | 279 | ▲ 90 |
| 1 | | | | | 1 | 6 | ▲ 5 |
| 6 | 7 | 1 | 2 | 5 | 40 | 25 | 15 |
| | 3 | 1 | | | 14 | 16 | ▲ 2 |
| | 2 | | | | 2 | 0 | 2 |
| | 1 | | | | 3 | 2 | 1 |
| | | | | | 0 | 0 | 0 |
| 6 | | 12 | 12 | 3 | 89 | 176 | ▲ 87 |
| 50 | 30 | 33 | 24 | 18 | 373 | 532 | ▲ 159 |